

## 滋賀県行政経営方針 実施計画(案)

行財政対策特別委員会  
平成27年(2015年)3月13日  
総務部経営企画・協働推進室

取 組 項 目		頁
経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携		
(1) 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進		
①	トップの発信力を活かした県政情報の発信	1
②	多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上	2
③	施策構築や予算編成過程の透明化の推進	4
④	県の魅力や県政情報の積極的な発信	6
⑤	安全・安心に関する情報の提供	8
⑥	オープンデータ化の推進	10
⑦	多面的な財政情報の提供	12
(2) 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映		
①	県民とのきめ細かな対話の実践	14
②	県民の声の施策への一層の反映	14
③	県民政策コメント制度の活用推進	16
(3) 多様な主体との協働・連携の推進		
①	「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用	18
②	民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用	19
③	協働型県政を支える人材の育成	20
④	企業および大学との積極的な連携	21
⑤	多様な主体が活動しやすい基盤の整備	22
経営方針2 地方分権のさらなる推進		
(1) 国への提案活動の推進		
①	国の提案募集方式・手挙げ方式への対応	24
②	国への積極的な政策提案の実施	25
③	地方分権改革に係る情報発信	26
(2) 広域連携の推進		
①	関西広域連合の効果的な活用	27
②	中部圏・北陸圏との連携の推進	28
(3) 市町との連携の推進		
①	市町との連携を通じた地域課題への対応	29
②	市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進	30
経営方針3 質の高い行政サービスの提供		
(1) 人材・組織マネジメント		
①	簡素で効率的な組織・体制の整備	31
②	横つなぎの総合行政のさらなる推進	32
③	県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進	33
④	職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進	35
⑤	女性や若手職員の活躍推進	36
⑥	人事評価制度の構築	37
⑦	コンプライアンスの徹底	38
⑧	職員の心身の健康管理の推進	39
⑨	適正な定員管理・給与管理	41
(2) 業務マネジメント		
①	ICTの活用による業務の効率化	43
②	民間活力活用の推進	45
③	作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減	46
④	行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	48
⑤	入札および契約に関する制度の適正化	51
⑥	出資法人の経営改善、自立性拡大の推進	55
⑦	公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大	73
(3) 公共施設等マネジメント		
①	建築物におけるファシリティマネジメントの推進	80
②	インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進	82
③	「公共施設等総合管理計画」の策定および推進	90
(4) 財務マネジメント		
①	県税収入の安定確保等	91
②	歳入確保対策の積極的な推進	93
③	受益者負担の適正化	95
④	地方税財源の充実強化に向けた国への要請	96
⑤	スクラップ・アンド・ビルドの徹底	97
⑥	「選択と集中」による投資的経費の重点化	99
⑦	人件費の抑制	100
⑧	効率的な予算執行の徹底	101
⑨	財政運営上の数値目標の設定	103
進行管理		105

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	① トップの発信力を活かした県政情報の発信			

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

月2回を目途に知事定例会見を実施し、特にニュース性の高い話題を知事自らが提供しているほか、報道機関の求めに応じ、国政や社会的に重大な事案についてコメントの発表やぶら下がり取材を設定しています。

また、知事が出席する会議や行事等の催しをはじめとした、明日の行事予定一覧を報道機関へ毎日提供するとともに、県ホームページに「ようこそ知事室へ」のコーナーを設け、知事会見の概要や知事の日々の公務についての情報等を発信しています。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

知事が出席する会議や行事等の催しの設定、情報発信のタイミング、表現方法等について、情報の受け手側を意識した工夫に全庁挙げて取り組むことにより、県政や県内の情報がより効果的に発信され、迅速かつ着実に届けられるようにします。

**(2) 具体的な取組内容**

**拡① 知事定例会見における市町情報コーナーの新設**

知事定例会見を月2回から原則毎週の開催とし、発信の頻度と情報の新鮮さを向上するとともに、市町の特産品などを取り上げる「今月のイチオシ」コーナーを設け、市町の情報発信力の向上と、会見そのものの話題性を高めます。(平成26年度取組開始済)

**拡② 報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施**

県庁全体の情報提供に対する意識を高めるため、報道対応のポイントを庁議等を通じて周知する(平成26年度実施済)とともに、部局ごとに研修を実施します。

**(3) 目標**

- ・ 知事による情報発信力の強化
- ・ 「情報は知ってもらってなんぼ。必要なところに届いてなんぼ」の意識を全職員が共有することによる、より戦略的な情報発信の推進

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 知事定例会見における市町情報コーナーの新設	(10月開始)		継続実施		
② 報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施	ポイント周知(11月実施)		部局研修の実施		

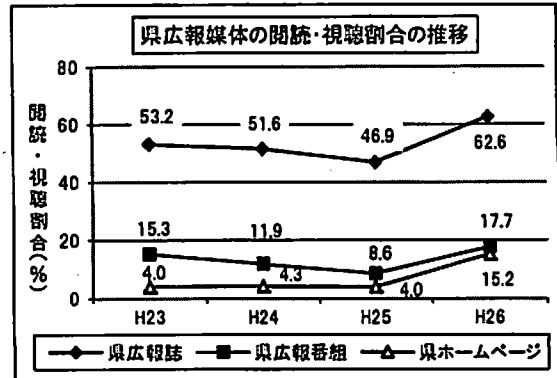
取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	②多様な媒体による効果的な広報の展開と 職員の広報マインドの向上		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

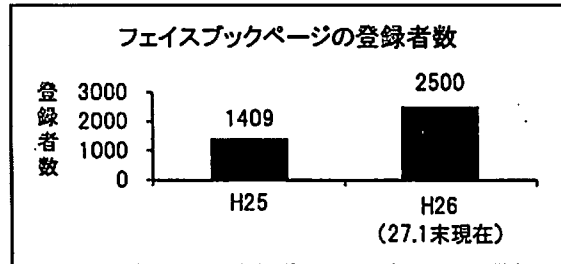
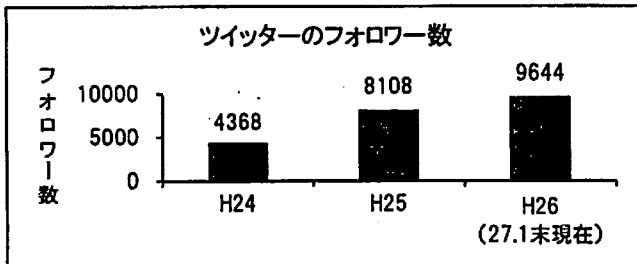
多様な媒体による効果的な広報の展開については、広報誌やテレビ、ラジオ等の広報番組、ホームページ、新聞、雑誌広告など幅広い媒体を活用し、情報発信に努めていますが、厳しい財政状況の中、有償の広報媒体を活用した情報発信の機会には、減少傾向にあります。

一方、ツイッターやフェイスブックに代表されるSNSの利用者は若年層を中心に増えており、本県においても平成24年3月から「滋賀県公式ツイッター」を、平成25年7月から「滋賀県公式フェイスブック」の運用を開始し、日々の情報発信に努めています。

また、職員の広報マインド向上のため、平成23年度に「広報マニュアル」を作成し、各所属に配布したほか、年度ごとに改訂し、総合事務支援システムに掲載することで職員の活用を促すとともに、ブラッシュアップ研修「すぐに役立つ！広報・広聴基礎講座」や新採フォローアップ研修を実施しています。



既存広報媒体の閲読・視聴割合は、やや減少傾向が続いていたが、平成26年度は大きく上昇



ツイッター、フェイスブックの登録者数は、順調に伸びている

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

ホームページや広報誌等の広報媒体に、ツイッターやフェイスブックなどの双方向性を持つ媒体を組み合わせて、効果的な広報を行い、県民等が求める情報をわかりやすく、タイムリーに伝えます。

また、職員一人ひとりの広報マインドや広報能力の一層の向上を図るため、「広報マニュアル」を全面改訂し、より実践的な広報研修を実施します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① SNSのより効果的な活用による情報受発信

県公式ツイッターや県公式フェイスブックを積極的に活用し、防災情報も含め、県民が必要とする情報をタイムリーに発信します。また、県民ニーズやSNS利用環境の変化を踏まえ、新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直しを適宜行います。

##### ② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施

社会環境やSNS等の利用環境の変化を踏まえ、「広報マニュアル」を全面的に改訂します。

また、常に県民（受け手）の立場に立った情報発信を行うため、新たな「広報マニュアル」を活用した、より実践的な広報研修を実施します。

#### (3) 目標

- ・ 県公式ツイッターのフォロワー数  
平成26年度（H27.1末現在）9,644人 → 平成30年度末 18,000人
- ・ 県公式フェイスブックページの登録者数  
平成26年度（H27.1末現在）2,500人 → 平成30年度末 7,000人
- ・ 広報研修受講者に対するアンケートにおいて、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① SNSのより効果的な活用による情報受発信	ツイッター、フェイスブックによる発信		新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直し	県民ニーズに応じたSNSを活用した情報の受発信	
② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施	現行マニュアルの改訂と研修の実施		広報マニュアルの全面改訂と研修の実施	新マニュアルによる実践的広報研修の実施	実践的広報研修の実施

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 財政課
	③施策構築や予算編成過程の透明化の推進			
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>				
<b>(1) 施策構築過程の透明化</b>				
<p>施策構築過程については、基本構想のもと、翌年度に向けた施策構築方針の公表を行うとともに、現状と課題や施策構築の方向性、具体的な事業などについて、知事と各部局長が行う政策課題協議の実施概要を公表しています。</p> <p>その協議結果等を踏まえ、具体的な「実施計画」を策定し、各施策を展開するための主要施策を位置付けるとともに、事業ごとに事業目標、年次計画等を公表しています。</p> <p>さらに、基本構想で定める成果指標と「実施計画」の「事業目標」の進捗度、外部要因の変化等を中心に、基本構想の進行状況を毎年度把握・公表するとともに、その後の施策展開等に的確に反映することで、目標管理型行政運営を推進しています。</p>				
<b>(2) 予算編成過程の透明化</b>				
<p>予算編成過程については、予算見積額の公表から知事査定の一部や意見交換会の内容の公開、また予算案とともに予算措置状況や査定の理由を公表するなど、当初予算の編成の各過程において、多様な手法による公表、公開等を行い、透明化を図っています。</p>				
<b>2. 計画期間中における取組</b>				
<b>(1) 基本的な考え方</b>				
<p>行政経営に関する県民の関心が高まり、県政への参画が促進されるよう、政策課題協議などの施策の構築過程から基本構想の進行管理を適切なタイミングで公表します。</p> <p>また、予算編成過程の透明化については、編成の各過程での公表、公開等の取組を継続するとともに、県民等がアクセスしやすく、分かりやすくなるよう検討します。</p>				
<b>(2) 具体的な取組内容</b>				
<b>① 施策構築過程の透明化</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌年度に向けた施策構築方針の公表</li> <li>・ 施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表</li> <li>・ 市町への情報提供および意見交換の実施</li> <li>・ 基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表</li> <li>・ 基本構想進行管理の公表</li> <li>・ 県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映</li> </ul>				
<b>② 予算編成過程の透明化</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の見積額、予算案の公表（報道機関への公表、ホームページに掲載）</li> <li>・ 知事査定の一部の公開（テーマを設定し、知事査定の一部を報道機関に公開、その結果概要をホームページに掲載）</li> <li>・ 会派議員と知事との意見交換会の公開</li> <li>・ 予算措置状況および査定理由の公表（予算見積から知事査定後における予算措置の状況を査定理由と併せて公表）</li> <li>・ 予算編成システムを活用した公開（ホームページからアクセスできる仕組み）</li> </ul>				
<b>(3) 目標</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進</li> <li>・ 予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討</li> </ul>				

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施策構築過程の透明化					
翌年度に向けた 施策構築方針の 公表			継続実施		
施策構築過程に おける知事と部 局長との協議結 果の公表			継続実施		
市町への情報提 供および意見交 換の実施			継続実施		
基本構想推進の ための「実施計 画」・「重点施策の あらまし」の公表			継続実施		
基本構想進行管 理の公表			継続実施		
県民満足度調査 等で県民意識の 把握に努め、施 策展開に反映			継続実施		
②予算編成過程の透明化					
予算の見積額、 予算案の公表			継続実施		
知事査定の一部 の公開			継続実施		
会派議員と知事 等との意見交換 会の公開			継続実施		
予算措置状況お よび査定理由の 公表			継続実施		
予算編成システ ムを活用した公 開	予算編成シス テムでの公開 範囲の拡大 (H27当初予算)		予算編成システムを活用した公開		

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課 総合政策部 企画調整課 総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 商工観光労働部 商工政策課 商工観光労働部 観光交流局 農政水産部 食のブランド推進課
	④県の魅力や県政情報の積極的な発信			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

(1)県の魅力発信

本県の豊かな自然や歴史・文化、産品などの魅力発信について、「ピワイチ」、「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール」などに取り組むとともに、産学官が連携して「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に取り組んできましたが、民間による各種ブランド力調査では、依然として低い評価となっています。この原因の一つに、滋賀の多様な魅力が全国に知られていないことがあると考えられることから、さらに効果的な全国・世界に向けた情報発信が必要です。

(2)県政情報の発信

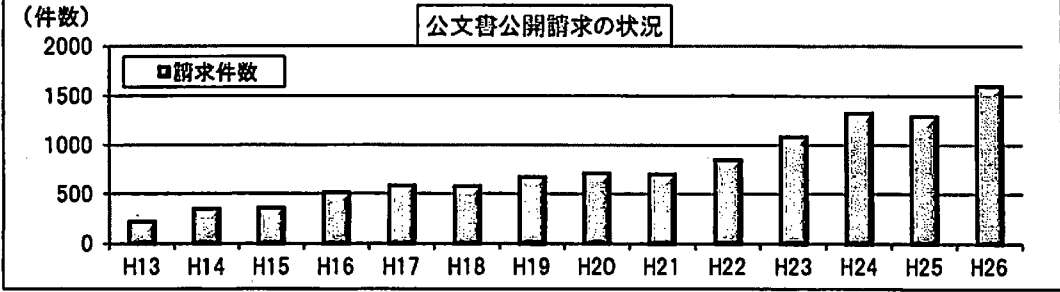
平成 22 年度の公文書公開請求の件数は 850 件でしたが、ここ数年は 1,200 件から 1,300 件程度まで請求件数が増加しており、平成 26 年度は過去最高を更新するペースで請求がなされています。

※新条例施行時（平成 13 年度）に比べ、請求件数は約 5 倍に増加

公文書公開請求の件数が増加の一途をたどっていることから、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」の対象となる情報の拡大を検討する必要があります。

■公文書公開請求件数の状況（平成26年度は、12月末の状況(1,210件)からの推計値）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	増加
公文書公開請求件数	223	353	361	514	587	578	675	712	704	850	1,084	1,322	1,290	1,600	1,067
対前年		130	8	153	73	-9	97	37	-8	146	234	238	-32	310	(H25-H13)



2. 計画期間中における取組

(1)基本的な考え方

滋賀の魅力発信について、琵琶湖を始めとする豊かな自然、奥深い歴史・文化、地域の特性を生かした産品など本県の持つ素晴らしい魅力を広く国内外に向けて発信し、県のブランド力の向上を図ります。

また、開かれた県政の推進のため、県民共有の財産である県の保有情報の積極的な発信を行います。

さらに、職員による出前講座や、施設見学会等の取組の充実を図り、県民ニーズに応じたきめ細かな情報提供を図ります。

(2)具体的な取組内容

拡①滋賀・びわ湖ブランドの発信

「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」を中心に産学官が連携し、滋賀に培われてきた魅力をデザイナーやアーティストとともに新たな視点で調査・発見し、発信することによって「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に努めます。

観光ブランド「ピワイチ」、環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール マザーレイク・セレクション」などの取組を通じて、滋賀の魅力を広く発信するとともに、戦略的県外PR事業の活用や、首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外から観光客の増加や商品競争力の強化を図ります。

②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進

行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高めるために、国の策定する「電子行政オープンデータ戦略」による取組を参考にしながら、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化など、県民への積極的な情報提供に努めるとともに、増加傾向にある公文書公開請求の状況を踏まえ、情報公開・個人情報保護調整会議を開催し、さらに情報提供推進要綱の対象とすべき情報がないか検討します。

(3) 目標

- ・観光入込客数（延べ）  
平成 25 年度 4,523 万人 → 平成 30 年度 4,800 万人
- ・情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施（毎年度）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 滋賀・びわ湖ブランドの発信		滋賀・びわ湖+DESIGN プロジェクトの推進			
② 「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進		調整会議開催、情報提供対象項目の追加検討および実施（毎年度）			



取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局
	⑤安全・安心に関する情報の提供		総合政策部 県民活動生活課 総合政策部 情報政策課 警察本部 生活安全企画課

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、防災・防犯情報等の緊急情報を迅速かつ広く県民に提供するため、地デジデータ放送および携帯電話等のe-mailを活用した「しらせる滋賀情報サービス(しらがメール)」の運用を平成21年4月から開始しました。

県ホームページやラジオにより、「滋賀県女性・子ども・高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令制度」による警報・注意報を発令して犯罪に遭わないよう呼びかけているほか、ホームページで犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための情報等の提供を行っています。

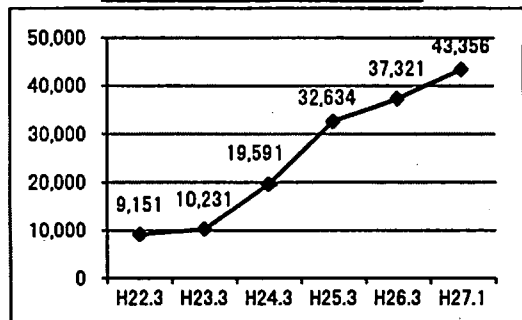
加えて、警察本部ではしらがメールによる振り込め詐欺等、県民が特に身近に感じる犯罪発生情報の発信や、携帯電話からもアクセスできる犯罪発生マップを、警察本部ホームページに公開しています。

今後の課題として、各市町に対する県や警察署からのきめ細かい犯罪情報の提供等により、市町の実情に応じた積極的かつ有効な防犯対策を支援する必要があるほか、最新の防犯情報を県民に提供するため、ホームページを適宜に更新するなど、関係部局が連携の上、スピード感をもって対応する必要があります。

県ホームページに防災ポータルサイトを設け、地震、風水害等の緊急情報、予想される様々な危険性を事前に知らせる防災情報マップ、生活防災に役立つ情報や地域で取り組まれている防災活動などを紹介する地域防災ちえ袋等のメニューを通じて、防災対策に関する情報を提供しています。

しかしながら、既存のシステムが老朽化し、最新のWebブラウザに対応していないなど、情報の受け手となる住民のニーズを十分に満足できていない課題があります。また、災害時には自治体からの情報を期待する住民が多いことから、誰にとっても分かりやすく、必要な情報がタイムリーに入手できるよう、メニューや内容の充実を図る必要があります。

しらがメール登録者数の推移



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

多くの県民に安全・安心に関する情報を迅速かつ分かりやすく提供します。

犯罪発生情報等については、県から発信する犯罪発生状況等の情報や「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の改正を踏まえ、警察署から提供される犯罪情報が市町において有効活用されるよう、県として必要な支援を行うほか、最新の防犯情報を県民に提供していくため、一層、迅速な情報発信を図ります。

緊急時の情報提供に当たっては、災害情報に求められる①正確性、②迅速性、③効率性(一元的な情報取得)の確保を目指すとともに、生活防災の視点から、平常時から県民が利用し、慣れ親しむことができるよう、メニューや内容の充実を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①「しらがメール」登録者数の拡大

より多くの県民に安全・安心に関する情報を受け取っていただけるよう、コンテンツの充実を図るとともに、チラシの配布やその他広報手段による普及・啓発を行い、「しらがメール」登録者数の拡大に努めます。

##### ②防犯情報の活用に関する市町への支援

県(土木事務所)、市町、警察署等で構成される地域安全なまちづくり連絡協議会において、「市町ホームページへの搭載」「市町運営ツイッターによる情報提供」「自治会回覧」「自主防犯活動団体への情報提供」「管下各学校への配信」「各種会議での活用」などの防犯情報の活用方法について情報提供するなど、効果的な取組の支援を行います。

### ③迅速な情報提供

県と警察本部とが連携して、最新の犯罪情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生情報だけでなく、犯罪の分析結果を受けた防犯対策や被害に遭わないための情報についても提供します。

### ④新たな防災ポータルサイトの構築

災害に関する情報を迅速にホームページに掲載するため、避難勧告や避難所開設などの情報を取り扱う滋賀県防災情報システムと連動する新たな防災ポータルサイトを構築し、一元的な情報発信を行います。また、メニューの一つである防災情報マップを再構築し、情報表示の速度を高め、最新のWebブラウザに対応することにより、操作性の向上を図ります。さらに、民間気象会社と連携することにより、県民自らが防災情報を自発的に提供し、相互に共有できる仕組みをつくります。

### (3) 目標

- ・「しらがメール」登録者数  
平成27年1月末時点 43,356人 → 平成30年度末時点 64,000人
- ・県内の全市町において、県が提供する防犯情報（犯罪多発警報、犯罪発生情報等）がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援
- ・犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携
- ・新たな防災ポータルサイトの構築（平成27年度）

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「しらがメール」登録者数の拡大	現行システムの運用、普及・啓発の実施	配信項目・内容について随時追加・見直し →			平成31年3月に次期システム更新
②防犯情報の活用に関する市町の支援	防犯情報の効果的な活用の研鑽	市町への防犯情報の活用支援 →			
③迅速な情報提供	県と警察本部との連携による情報提供	最新情報の提供 →			
④新たな防災ポータルサイトの構築	防災情報マップの更新	新たな防災ポータルサイトの構築	サイトの安定的運営、メニューの充実検討 →		

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 総合政策部 統計課
	⑥オープンデータ化の推進			
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>				
<p>各行政分野の計画や方針、予算編成過程、入札執行情報、各種統計や調査結果資料をデータ化し、県ホームページで公開していますが、各データは独自形式で作成し、大半はExcelやPDFファイルで提供されており、データの権利関係や利用ルールも明確でないことから、誰もが簡単に二次利用できる状態ではありません。</p> <p>公開される公共データは、誰でも自由に利用できるようにすることで官民の情報共有が促進され、協働による新たな行政サービスの提供や、民間サービスの創出が期待できるようになります。</p> <p>国では「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月策定)に基づき、ルール等の整備やデータ形式等の標準化が進められ、各府省が保有する公共データを横断的に検索できるデータカタログ(データ公開用の専用ポータルサイト)の運用が開始されています。また、同戦略では、地方公共団体にも主体的かつ積極的に取組を進めることが求められています。</p> <p>平成26年2月以降、産学官の情報連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」において、先進事例などの情報収集、企業側のニーズや自治体が提供できるデータの調査など、オープンデータの利活用についての検討を始めています。</p> <p>今後、庁内で保有するデータの利活用やオープンデータ化を進めるためには、ルールの統一や取組の推進を図る体制の整備が必要です。また、自由なデータ利用の促進にあたっては、データの著作権や利用に対する責任の取扱い、改ざんへの対策などにも十分な考慮が求められます。</p>				
<b>2. 計画期間中における取組</b>				
<b>(1) 基本的な考え方</b>				
<p>オープンデータ化の取組は、行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高める効果とともに新たな行政サービスの提供や民間サービスの創出が期待できることから、推進に向けた庁内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査などにも留意して、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいきます。</p>				
<b>(2) 具体的な取組内容</b>				
<b>新①庁内推進体制の整備</b>				
取組の中核となる関係部署調整機関の設置や、オープンデータ化ルールの整備を行います。				
<b>新②保有情報のオープンデータ化</b>				
既存公開データのオープンデータ化、対象となる情報やデータの調査、新規データの整備と公開、データカタログの構築と運営を行います。				
<b>新③オープンデータ利活用の促進</b>				
民間ニーズの把握(地域情報化推進会議、データソン※ <sup>1</sup> など)およびデータ活用アプリの開発促進(民間等との協働、ハッカソン※ <sup>2</sup> など)を行います。				
※1 データ活用方策のアイデアを競う集会				
※2 データ活用アプリケーションの共作・公開を行う集会				
<b>(3) 目標</b>				
<p>・オープンデータ化率</p> <p>〔オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率〕</p> <p>平成26年度 0% → 平成30年度 100%</p>				

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 庁内推進体制の整備	関係部署の合意形成	庁内調整機関の設置 ルールの整備・周知	取組状況の把握、取組促進		
② 保有情報のオープンデータ化		対象となるデータ等の調査 ～可能な部分から順次オープンデータ化	既存公開データのオープンデータ化		
			オープンデータの整備～データ公開		
			データカタログの構築		
③ オープンデータ利活用の促進	先進事例研究	利活用ニーズの調査、掘り起こし			
		利活用促進施策の実施（ハッカソン等）			

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 総務部 税政課
	⑦多面的な財政情報の提供			
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>				
<p>県では、県財政の見える化の観点から、ホームページ等の媒体を活用し、多面的な財政に関する情報の提供に取り組んでいます。</p> <p>(1)健全化判断比率等 平成 20 年 4 月から施行された地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率および資金不足比率等の公表を行うとともに、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。</p> <p>(2)財務書類 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針に基づき、企業会計的手法による財政分析ツールとして、平成 20 年度決算から以下の財務書類 4 表<sup>※</sup>の整備に取り組み、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。 ※①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書</p> <p>(3)財政事情(県公報) 条例に基づき、本県の財政の状況や運営について、年 2 回、県の公報として公表しています。 この財政事情では、当初予算や決算の概要、予算の補正状況や執行状況などのほか、健全化判断比率等の財政指標や財務書類 4 表、また人口類似団体との比較による財政分析や本県の課題についてお知らせしています。</p> <p>(4)県民向け資料(小学校～高校)の作成および公開 本県の予算や財政状況について、分かりやすい表現や図などを用いた資料<sup>※</sup>を作成し、県のホームページで公表しています。 ※①滋賀県財政の状況、②県のお財布事情</p>				
<b>2. 計画期間中における取組</b>				
<b>(1)基本的な考え方</b>				
<p>これまでの多面的な財政に関する情報の提供の取組を継続していきます。 さらに、以下の取組について検討、実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業会計的手法による財政分析ツールとしての財務書類 4 表の見直しを行い、国の新たな統一的基本準に適切に対応していきます。</li> <li>県の予算や財政状況について分かりやすい資料を検討、作成し、提供します。</li> </ul>				
<b>(2)具体的な取組内容</b>				
<p><b>拡①新たな統一的基本準に基づく財務書類の整備</b> 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、国の新たな統一的基本準に基づく財務書類を整備します。</p> <p><b>新②分かりやすく学べるテキスト等の作成</b> 県政に対する参加意識の醸成を図るため、県の予算や財政状況について分かりやすく学べるテキスト等を検討、作成し、提供します。</p>				
<b>(3)目標</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな統一的基本準に基づく財務書類の整備 →国のスケジュールに歩調を合わせ、平成 29 年度から実施</li> <li>分かりやすく学べるテキスト等の作成 →課題等の整理を含めた検討を行い、平成 28 年度に作成</li> </ul>				

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①新たな統一 的基準に基づ く財務書類の 整備	国の基準やマニュアル等 の分析、体制等の検討	課題の整理 と実施体制 等の検討	固定資産台 帳整備およ び複式簿記 の導入	新たな統一 的基準に基づ く財務書類の 整備	
②分かりやす く学べるテキ スト等の作成	対応方針、既存 資料の見直し 等	学校現場で の活用を見 据え、関係部 局間で調整 (内容の骨格 検討、庁内 調整 等)	具体的な活 用方法とス ケジュール を再調整  テキスト内 容の構築 (小・中・高 別に内容を 検討)	テキスト等 の活用	

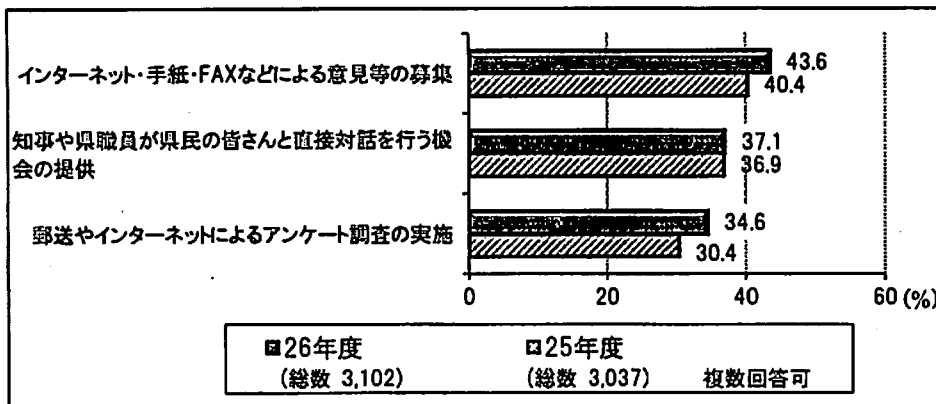
(平成29年度から活用)

取組項目	経営方針 1 (2)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	①県民とのきめ細やかな対話の実践 ②県民の声の施策への一層の反映		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

「県民と知事の直接対話事業」や「県政世論調査」、「県政モニター制度」、「知事への手紙」などの広聴事業により、様々な県民の声を聴き、関係部局につなぐことにより、県政運営に活かすよう努めているところですが、今後も、社会的諸課題に直面して生まれている多種多様な県民の声が県政に届く機会の充実が必要です。

#### ■県の広聴活動への要望（県政世論調査の結果）



「県民の皆さまのご意見やご提案などをお聴きするために、さらにどのような場の提供や取り組みを進めるべきと思いますか。」との質問に対する回答数の多い3項目

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

職員一人ひとりが、常に生活者の視点に立ち、困難な課題解決や新たな価値の創造に県民と一緒に取り組むという姿勢のもと、様々な機会を捉えて、県民とのきめ細やかな対話を実践します。

また、積極的に県民の声に耳を傾け、県民ニーズを的確に捉えることで、県民の声の施策への一層の反映を図り、県民の理解と共感へとつなげます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 各種広聴事業の実施

施策への一層の反映を図るため、県民と知事の直接対話事業（「こんにちは!三日月です」）、「県政世論調査」、「県政モニター制度」および「知事への手紙」を継続実施します。

##### 新② 「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施

参加者および番組視聴者からの意見を聴き、県政の推進に活かすため、県政の重要課題をテーマにした県民と知事とのテレビ対話番組を放送します。

##### 拡③ 県民の声の聴取機会の充実

県民の声の各部局施策への反映を図るため、県民と職員が直接対話する機会を設ける（「県政どこでもトーク」の充実）とともに、県政モニターとの直接対話の機会（「県政モニタートーク」）を設けます。

##### ④ より実践的な広聴研修の実施

県民の声を意識した取組が進むよう、職員の広聴マインドの向上等を図るため研修を実施します。

#### (3) 目標

・「こんにちは!三日月です」の開催

平成26年度 年10回 → 平成30年度 年18回

・県政モニターアンケートの実施

平成26年度 年12回 → 継続実施（毎年度12回）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①各種広聴事業の実施			計画的に実施		
②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施		上半期および下半期に計画的に実施			
③県民の声の聴取機会の充実			計画的に実施		
④より実践的な広聴研修の実施			計画的に実施		

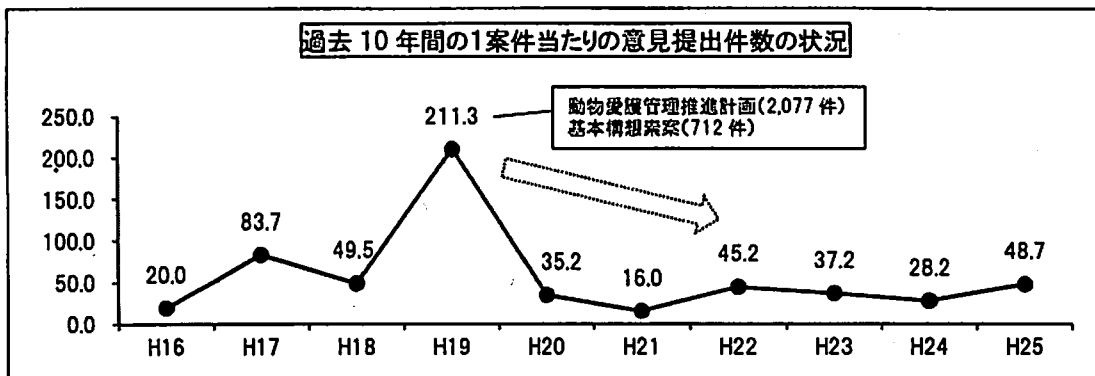


取組項目	経営方針 1	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③県民政策コメント制度の活用推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらに対して提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を政策に反映させる機会を確保する手続きとして、「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」を平成12年度に制定しました。

制度として定着が図られたものの、制度発足当初からすると意見提出件数は、案件によって左右されるものの全体としては低下傾向にあります。



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨・内容等を公表し、県民の多様な意見等を反映することを目的とする「県民政策コメント制度」は、県民の声を県政に活かすための重要な手段であり、実施案件の情報発信等を充実させるなど、より一層、制度が活用されるよう取り組みます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①関係者等への周知

案件に係る有識者や県民、利害関係者（団体）へ周知することにより、様々な観点からの意見提出が期待できることから、案件に係る関係者等への周知を徹底します。また、必要に応じて説明会や意見交換会等の開催を行うよう努めます。

##### ②あらゆる広報媒体等の活用

多くの県民等の皆さんの目に触れるようプラスワン、テレビ、ラジオ、twitter、facebook、メルマガなどあらゆる広報媒体等を活用し、実施案件の周知を徹底します。

##### ③分かりやすい資料の作成

意見をいただくためには、資料の分かりやすさも重要であることから、実施案件の資料の公表に当たっては、図やグラフを用いたり、分かりやすい言葉づかいや文章作成を行うよう徹底します。

##### ④実施予定案件名等の事前公表

年度当初に実施予定案件名や実施予定時期を事前公表し、県民等に早い段階から実施案件について認知されるよう周知を図ります。

##### 新⑤実施案件周知の取組状況の公表

実施案件ごとに意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表し、各所属における実施案件周知の取組の徹底を図ります。

#### (3) 目標

- ・実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①関係者等への周知					
②あらゆる広報媒体等の活用			継続実施		
③分かりやすい資料の作成					
④実施予定案件名等の事前公表			継続実施		
⑤実施案件周知の取組状況の公表			実施状況一覧の公表		

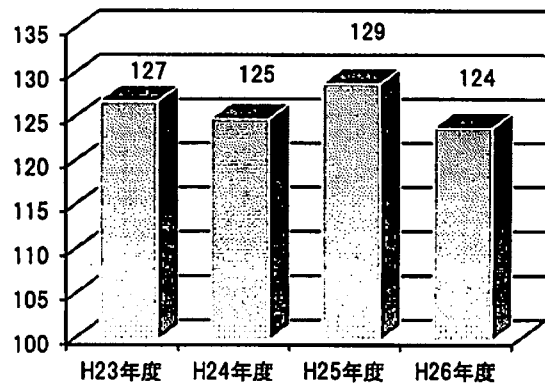
取組項目	経営方針1 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用		

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、これまで専ら行政が担ってきた公の領域についても、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、これまでに多様な主体との協働を進めるため、職員の協働に係る理解を促進するための研修・講座の開催、協働推進員の設置、職員向け啓発通信「しが協働通信」の発行、「協働を始めるためのヒント集」の作成等の取組を行ってきましたが、協働事業の実施件数が伸び悩んでいるなど、未だ十分とは言えない状況です。

協働事業数の推移



※平成26年度は、当初予算ベースの協働事業数

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

協働型県政を体系的に進めるため、協働の基本的な考え方やメリット、手順等を具体的に定めた職員向けのガイドラインを策定するとともに、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実を図り、全庁的な協働の取組を進めます。

**(2) 具体的な取組内容**

**新①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定**

多様な主体との協働を体系的に進めるために「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定します。ガイドラインでは、協働型県政の目指すべきビジョンや協働の意義、効果、庁内における協働推進体制等を定めます。

**新②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用**

職員の協働に対する理解を深めるとともに、ガイドラインを有効に活用した研修・講座を実施すること等により、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実等を図ります。

**(3) 目標**

- ・多様な主体との協働事業数  
平成26年度 124事業※ → 平成30年度 200事業  
※平成26年度当初予算ベースの協働事業数

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定		内容の検討 および策定			
②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用		ガイドラインに基づく協働事業の推進 			

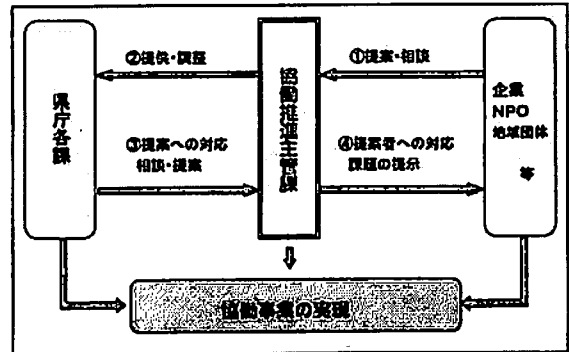
取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	②民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用			

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

県と多様な主体との協働を進め、民間の社会貢献活動や地域活動の活性化を図ることにより、行政サービス等の充実を図るため、平成 24 年度より、協働提案や相談を受ける総合的な窓口を設置しているところです。しかし、これまでに、寄せられた提案・相談の件数は累計で 12 件と少数に止まっています。

今後、協働事業の新規実施や既存の協働事業の充実を図るためには、より多くの提案や相談が寄せられるよう改善を講じる必要があります。

民間との協働に関する提案募集・相談窓口のイメージ図



**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

多様な主体と県との協働を推進するため、県民や民間団体等からの協働に関する提案や相談を受け付ける体制を充実します。併せて、県の担当所属が民間との協働を検討・推進する際の庁内的な相談にも対応することとし、協働事業の推進を図ります。

**(2) 具体的な取組内容**

**拡民間との協働に関する提案募集・相談体制の充実**

- 協働に関する様々な提案や相談を受け付ける体制を充実します。

(受け付ける提案等の内容)

- ①県から民間に対して連携や協働を求めるもの
- ②民間から県に対して連携や協働を提案するもの

- 提案等の募集にあたっては、県が協働を想定する政策分野等を例示するなど、より多くの提案等が寄せられるよう改善を講じるとともに、関係機関との効果的な連携による相談窓口の周知に努めます。
- 「滋賀県と民間との協働に関する情報コーナー」を設け、ボランティアなどの県民の協力を広く求めている県事業を一括して情報提供します。

**(3) 目標**

- 協働推進主管課において協働に関する提案・相談等を受け付けた件数 (年間)  
平成 26 年度 4 件 → 平成 30 年度 20 件

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間との協働に関する提案募集・相談体制等の充実	運用 →	内容の見直し (相談体制の充実)	新たな内容での運用 →		

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③協働型県政を支える人材の育成			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

自治体職員には、複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、職員が、協働の基本的な考え方やメリット等について、正しく理解するとともに、その取組意識を高めるため、協働推進セミナーや協働推進員養成講座を実施してきましたが、協働型県政のより一層の推進に向けて、引き続き人材の育成を行う必要があります。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

協働型県政を支える人材を育成するため、県および市町の職員を対象とした各種研修や課題解決型協働推進講座等を実施し、職員の協働に対する理解促進とスキルアップを図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 新①主査級職員向けの協働に関する研修の実施

中堅職員に対する意識啓発を目的として、政策研修センターの行う主査級職員研修に「多様な主体との協働」のカリキュラムを設け、協働の基本的な考え方やそのメリット等について学ぶ研修を実施します。

##### 新②課題解決型協働推進講座の実施

協働の相手方と自治体職員が共に参加し、実際の事例の課題解決等を共に考える講座を実施し、新たな協働の取組および既存の協働事業の充実を図ります。

##### ③協働推進セミナー（ブラッシュアップセミナー）の実施

協働の取組を実際の活動現場で学ぶとともに、職員が協働を実践するためのより具体的、実践的な内容を学ぶ研修を実施します。

#### (3) 目標

- ・主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①主査級職員向けの協働に関する研修の実施		研修内容の検討	研修の開催		
②課題解決型協働推進講座の実施		研修内容の検討	研修の開催		
③協働推進セミナーの実施			研修の開催		

取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室
	④企業および大学との積極的な連携		

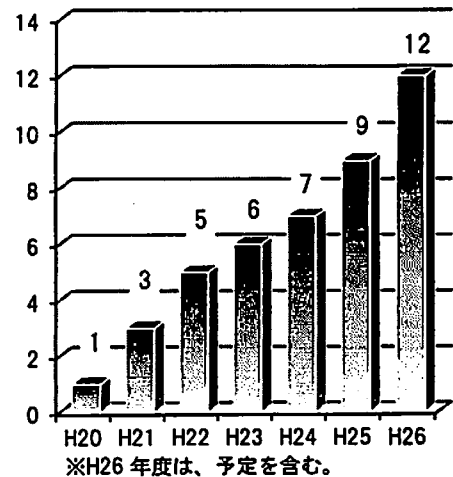
### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

本県では、県と多様な主体がそれぞれの人的・物的資源を有効に活用して協働することにより、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上等を図るため、平成 20 年度以降、社会貢献活動に積極的に取り組む企業等との包括的連携協定を 11 件締結しています。

また、県内には 13 大学・短期大学が立地し、約 38,000 人の学生が通学し、全国でも有数の学生比率の高い県であり、各大学の専門も、理工、経済、教育、医療、福祉、芸術、スポーツなど、多様な分野が網羅され、各地で大学や学生との連携事業が展開されています。さらに環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいても、地域課題の解決に向けて大学や学生と地域が連携した取組などが実施されています。

本県も少子高齢化による人口減少など、様々な課題に直面していることから、今後も、企業や県内大学の特色を活かした連携を推進し、地域の活性化や県民サービスの向上等を図る必要があります。

包括的連携協定の推移  
(各年度末時点での累計協定締結数)



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

社会貢献活動に積極的に取り組む企業に対して、県との連携を呼びかけ、包括的連携協定の締結先を拡充するとともに既存の協定内容の充実を図ります。

また、企業と連携した共同研究や公共施設の維持管理など、官民協働の事業を推進します。

さらに、大学が有する専門的知見や学生の若い力、柔軟な発想が、本県のまちづくりや環境保全、産業振興、健康福祉など、多様な分野で発揮され、地域活性化に繋がるよう、県はもとより、地域との連携・交流を促進していきます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①企業との包括的連携協定の拡充

民間との協働に関する提案や相談を受け付ける窓口において、企業からの包括的連携協定に係る申出を積極的に受け付けるなどにより、協定締結先の拡充を図ります。

また、協定締結済み企業との定期的な意見交換等を行うことにより両者の相互連携や協働による取組の充実を図ります。

##### ②大学との連携の推進

県と大学との連携事業を推進するとともに、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学に呼びかけ、大学や学生と地域との連携・交流を促進します。また、大学から包括的連携協定の申出があった場合は、締結に向けて積極的に検討していきます。

#### (3) 目標

- ・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度 1 件以上
- ・協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①包括的連携協定の締結先の拡充	拡充に向けた取組の実施				
②大学との連携の推進	県と大学との連携の推進 環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学と地域との連携の促進				

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課
	⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

地域課題の解決に取り組むNPOは、概して人材面、資金面、情報発信力に課題があるため、県による「協働ネットしが」の運営やセミナー等の開催および淡海ネットワークセンターによる地域プロデューサーの養成（おうみ未来塾）、NPOへの助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等で社会貢献活動を支援しています。

また、平成24年4月からNPO法人の認定等を行うとともに、平成25年4月には、NPO法人を条例で個別に指定する制度を創設し、税制優遇措置が受けられるNPO法人を増やすことで、NPO法人の活動基盤強化に努めています。

#### ■認定等の法人数

年度	H24	H25	H26.4~H27.1
認定	0	9	2
仮認定	0	0	2

#### ■条例個別指定の法人数

年度	H25	H26.4~H27.1
指定	1	0

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

資金面や人材面でNPOなど多様な主体の社会貢献活動に対する支援を行います。

また、NPOがより多くの人から共感、信頼、協力を得て社会貢献活動を推進できるよう、NPOに関する情報提供の充実とNPO法人の信頼性向上に努めます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進

多様な主体の活動を資金面から支えるよう、NPO法人の認定取得を促進するとともに、県民に対する広報・啓発活動を行うことで寄附文化の醸成を推進していきます。

##### ②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進

(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会を設置し、地域社会の現状と課題の分析、今後必要な施策等について検討します。また、当該研究会の結果を踏まえて、多様な主体の活動を人材面から支えるよう、専門的な知識を有する人材、マネジメント人材等を育成していくとともに、中間支援組織等の機能強化を図りながら、NPO、地縁組織、企業等の多様な主体のマッチングを促進します。

##### ③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導

「協働ネットしが」の運営等を通じて、NPOに関する情報提供の充実を図ります。また、信頼を毀損する疑いのあるNPO法人に対して設立認証の取消しを含む改善の指導を行い、NPO法人の信頼性向上に努めます。

##### ④淡海ネットワークセンターによる支援

淡海ネットワークセンターが行う地域創造人材の育成（おうみ未来塾）、市民ファンドによる助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等の運営を支援することで、NPOの活動基盤強化を図ります。

#### (3) 目標

- ・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数  
平成25年度 10法人 → 平成30年度 35法人
- ・事業報告書等をホームページで公表している法人の割合  
平成25年度 87.3% → 平成30年度 95%

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進		法人向けセミナー・相談会等の開催、公開シンポジウムの開催 等			
②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進		(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会の設置	中間支援組織等の育成・強化		
			多様な主体との協働の取組の促進		
③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導		「協働ネットしが」の運用改善	「協働ネットしが」の運用		
		信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等			
④淡海ネットワークセンターによる支援		地域創造人材の育成、市民ファンドによる助成、情報誌の発行 等			



取組項目	経営方針2	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	①国の提案募集方式・手挙げ方式への対応			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、4次にわたる一括法等により推進されてきました。

本県では、これまでから国に対して地域の実情を踏まえて制度の創設・改正等を求めていく政策提案を実施してきましたが、平成26年度から、地方の発意に根ざした新たな取組として地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されたことを受け、本県からは、3件の提案を行いました。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地方の発意に根ざした「提案募集方式」や地方の多様性を重視した「手挙げ方式」の制度を積極的に活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等を求め、県の自主性・自立性の向上を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①「提案募集方式」を活用した権限移譲等の提案

「提案募集方式」を活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案を行います。(例) 保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃 等)

提案に当たっては、国への政策提案等と連動させ、効果的な提案となるよう努めます。

##### ②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討

権限移譲、規制緩和等の実施の際、「手挙げ方式」が選択された事項について、滋賀県の実情を踏まえて検討を行い、制度の活用を図ります。

#### (3) 目標

・国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「提案募集方式」を活用した提案			継続実施		
②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討			継続実施		

取組項目	経営方針2 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	②国への積極的な政策提案の実施		

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

地方分権社会や豊かさを実感できる社会の実現に向けて、本県の重点政策を着実に推進するため、国における新年度予算の検討時期（春）および予算編成の時期（秋）に合わせて、国に対する政策提案活動を実施しています。また、緊急的に課題への対応が必要な場合は、緊急要望等を実施してきたところです。

さらに、全国知事会や近畿ブロック・中部圏知事会、関西広域連合においても国への提案活動を実施しています。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

地方のことは地方で担うことができる、地方分権の実現を求めていくことを基本に、本県の実情や課題を踏まえた、具体的で説得力のある提案となるよう内容の充実を図るとともに、全国知事会等とも連携して、国に対する積極的な政策提案活動を行います。

**(2) 具体的な取組内容**

○国への政策提案活動の実施

- 引き続き、本県の取組や実情を踏まえ、具体的な制度の創設・改正等を求めていく政策提案活動等を春と秋に実施するとともに、必要な場合には時期を失しないよう緊急提言・要望等を行います。
- 全国知事会等の一員として、全国知事会等で実施する国への提案活動の充実を図ります。
- 提案内容の充実を図るため、現場ニーズの把握に努め、県議会での議論や市町の要望等に一層留意するとともに、東京事務所を通じて国の動向に係る情報収集に努めます。
- 効果的な提案活動を行うため、本県選出国會議員への情報提供や意見交換等を通じて課題認識を共有し、連携に努めます。

**(3) 目標**

・国への政策提案の実施 年2回（春・秋）

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国への政策提案活動の実施			提案活動の実施		
	—————→				

取組項目	経営方針 2	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 広域連携推進室 総務部 経営企画・協働推進室
	③地方分権改革に係る情報発信			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでの地方分権改革を通じて、関西広域連合の取組や、国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、成果が積み重ねられてきています。

これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、県、市町等の取組を発信するとともに、県・市町職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進める必要があります。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県民に地方分権改革のメリットを実感してもらい、さらなる改革気運が高まるよう、これまでの改革の成果等について、県民に分かりやすく発信します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 県ホームページ等への情報掲載等

国への提案である「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりへの取組」を県ホームページにも掲載するなど、県・市町の特徴的な取組について情報発信に努めてきたところであり、今後も関西広域連合の取組や国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、これまでの改革の成果等について県ホームページや、SNSへの情報掲載等を行います。

##### ② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化

「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」の開催等により、県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化を図ります。

#### (3) 目標

- ・地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 県ホームページ等への情報掲載等			継続実施		
② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化			「市町・県推進会議」の開催等		

取組項目	経営方針2	(2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課広域連携推進室
	①関西広域連合の効果的な活用			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成22年12月、全国で初めて府県を越える広域連合として、近畿2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）により関西広域連合が設立されました。（平成24年には、関西圏の4政令市も加入）

「地方分権改革の突破口を開く」、「関西における広域行政を展開」、「国と地方の二重行政を解消」を設立のねらいとし、設立後、広域防災や広域医療、広域環境保全など7つの広域事務のほか、エネルギー分野や、琵琶湖・淀川流域対策など広域的課題を解決するため、企画調整事務を実施しています。

また、国出先機関対策については、国の動向の変化もあり進展していませんが、地方分権に関する提案募集などを通して、引き続き国に働きかけを行っています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

関西広域連合での取組を通じ、様々な広域的課題への対応やスケールメリットを活かした広域行政を展開するとともに、各分野において本県の考え方を明確に主張して、県益の確保が図れるよう取組を推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○関西広域連合を活かした広域的取組の推進

広域計画に掲げる7分野事務や企画調整事務、国出先機関対策等について、地方分権推進の視点から本県における広域的課題を検討しつつ、県益の確保ができるよう、関西広域連合を活かした広域的取組を推進していきます。

##### 「第2期広域計画(平成26年度～平成28年度)」の概要

- 【実施事務】 ・7分野(広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修)
- ・企画調整事務等(広域インフラ、エネルギー政策、特区事業など)
- ・事務の順次拡充(設立当初から処理している事務の拡充や、国道・河川の一体的な計画など、基本方向や可能性の検討)

##### 【国の事務・権限の移譲】

- ・国の出先機関の地方移管 等

#### (3) 目標

- ・地方分権推進の視点から本県における広域的課題の検討を実施（平成27年度目途）
- ・第3期広域計画（平成29年度～）等に本県の考え方を反映させ、地方分権改革を推進

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
関西広域連合を活かした広域的取組の推進	「第2期広域計画」の推進			「第3期広域計画」の推進	
	→			→	
			(反映)	→	
		本県における広域的課題の検討			
		→			

取組項目	経営方針2 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課広域連携推進室
	②中部圏・北陸圏との連携の推進		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

中部圏・北陸圏については、中部圏知事会や日本まんなか共和国（滋賀県、福井県、三重県、岐阜県）等を通して連携し、様々な分野で共同取組を進めていますが、日本まんなか共和国は、平成 25 年度から知事サミットの定時開催はなくなり、これまでの連携事業に止まっているなど、課題もあります。

一方、近畿圏では平成 22 年に関西広域連合が設立されましたが、中部圏・北陸圏においても一層取組を推進するため、平成 24 年 10 月に「広域連携推進の指針」を策定し、中部圏・北陸圏における連携施策の推進と重点的に取り組む分野などを取りまとめるとともに、中部圏のブランド食材の販売促進や昇龍道プロジェクト、まんなかカメラなど新たな取組も進めてきました。

平成 26 年度には、中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査を実施するなど、効果的な広域連携の推進を目指しているところです。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

中部圏・北陸圏における広域的課題に対応するため、戦略検討調査やこれまでの取組の検証等を行い、両圏域における効果的な広域連携を推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 「広域連携推進の指針」の改定および指針に基づく施策の推進

平成 26 年度に実施した中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査や、中部圏・北陸圏におけるこれまでの取組の検証等を行い、広域行政推進会議（庁内会議）での議論も踏まえ、平成 27 年度前半までに「広域連携推進の指針」の改定を行います。

この指針に基づき、特に本県の地の利を活かせる防災、観光、交通などの分野で、市町の取組とも連携しながら、中部圏・北陸圏における効果的な広域連携を推進します。

#### (3) 目標

- ・「広域連携推進の指針」の改定（平成 27 年度前半）
- ・近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
「広域連携推進指針」の改定および施策の推進		広域行政推進会議での課題検討・施策化				
	指針素案策定	指針の改定				
	戦略検討調査		指針に基づく施策の推進			
	日本まんなか共和国の取組の検証					

取組項目	経営方針2	(3)	担当部課 (室)名	総務部 市町振興課
	①市町との連携を通じた地域課題への対応			

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

平成の市町村合併から10年が経過する中、本県においても人口減少局面を迎え、市町の行財政支援、地方交付税の合併算定替終了後の市町の財政支援、公共施設の老朽化対策など、県の市町への助言・支援や、県と市町や市町間の一層の連携・協力の必要性が高まっています。

また、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、関係施策を総合的かつ計画的に実施することとされています。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

住民に最も近い市町と常日頃から対話を重ね、人口減少社会への対応をはじめとする地域課題とその対応策、豊かな地域の創造に向けた将来展望を共有し、市町と連携して地域の活性化を図ります。

**(2) 具体的な取組内容**

**○市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開**

県と市町の職員が、県政や地域の課題について議論するため、対話システムに基づき、担当部・課をはじめ様々なレベルにおける情報交換や、現場に足を運ぶなどして常日頃から市町との連携強化に取り組むとともに、市町から提案する機会を確保することにより効果的な施策の展開を図る。

人口減少社会における様々な地域課題に創意と工夫により対応する市町を支援するとともに、県と市町の連携や広域的な取組の推進を図る。

**(3) 目標**

- ・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援
- ・自治振興交付金人口減少社会対応市町提案事業 平成26年度 0市町 → 毎年度19市町が実施

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開	県・市町人口問題研究会の立ち上げ	市町と対話しながら県庁内関係部局が横つなぎにより市町の施策・事業を支援			
		市町の人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やその推進を支援			

取組項目	経営方針 2 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 総務部 税政課
	②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

権限移譲については、平成 24 年度に取りまとめたこれまでの権限移譲における成果と課題を踏まえ、新たな権限移譲について市町と検討を行っているところです。

事務の共同化の推進については、「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業を調査し、税務事務の共同化、情報システムの共同利用の検討等の取組を進めています。

うち、税務事務の共同化については、平成 24 年度に県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会においてさらなる連携や徴税体制について議論し、県税・市町税の効率的な徴収、税務職員の人材育成などの観点から、まず県税事務所現地納税課と周辺市町の徴収業務の共同化を進めることとしています。高島地域においては、平成 25 年 8 月から高島市と共同で県税と市税の徴収に取り組んでいます。

また、情報システムの共同利用については、滋賀県電子入札システムについて希望する市町・団体との共同利用を開始する等の取組を進めています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

市町との連携により、県民サービスの向上および事務執行の効率化を図るため、引き続き県と市町との間での権限移譲および事務の共同化の推進に取り組めます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①権限移譲の推進

現在、検討を進めている新たな権限移譲については、対象とする事務、支援内容等に関して市町との間で十分に議論を行い、移譲を希望する市町への円滑な権限の移譲を進めます。

##### ②税務事務の共同化の推進

高島市と共同で徴収業務を進めるとともに、湖東地域において早期に共同化が実施できるよう各町と協議を行い、その他の地域においても先行地域の情報を提供し各市町と意見交換を行います。

##### ③情報システムの共同利用の推進

滋賀県電子入札システムの共同利用について、参加を希望する市町・団体との調整を続け、参加団体の増加による各団体の事務軽減、経費節減を図ります。

##### ④事務の共同化の推進

現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、改めて検討を行います。

#### (3) 目標

- ・権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施 年 3 回以上
- ・湖東地域における徴収業務の共同化 平成 27 年度から開始

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①権限移譲の推進	市町との協議	協議の調った事務から移譲を実施			
②税務事務の共同化の推進 (高島地域)		徴収業務の共同化の継続実施			
(湖東地域)	各町との協議	徴収業務の共同化開始			
(その他の地域)		市町との意見交換			
③情報システムの共同利用の推進	6市町・団体でシステム導入	電子入札システムの共同利用			
	他市町との調整	共同利用の拡大			
④事務の共同化の推進		市町との協議	共同化の実施		

取組項目	経営方針 3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	①簡素で効率的な組織・体制の整備			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の行財政基盤の整備の進展などに伴い、県の役割が変化し、広域化、高度・専門化していくことを踏まえ、県の組織・機構が一層スリムで効果的な組織となるよう、本庁および地方機関の見直しを行ってきました。

また、さらなる事務の効率化のため、平成 26 年 4 月には、本庁知事部局各課の総務事務を集中処理しました。

庁内の組織運営については、平成 12 年度以降グループ制を導入し、「意思決定の迅速化」や「業務の繁閑調整」については、一定の効果があったものと考えられますが、「チェック機能の低下」や「人材育成機能の低下」など、グループ制のデメリットであると考えられていた課題がここ数年顕在化してきました。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

簡素で効率的な組織体制の整備を念頭に置きながら、新たな行政需要に的確に対応できるよう、県の役割の変化も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、現在のグループ制を見直します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①本庁および地方機関の組織・機構の見直し

簡素で効率的な組織体制とすることを基本としながら、平成 27 年度から新しい基本構想に沿った取組を着実に進めるため、県政の重要課題への対応や、県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制を整備します。

##### ②総務事務集中処理の拡大

総務事務の集中処理化の定着状況を踏まえながら、集中処理の対象所属を拡大します。

##### 新③係制への移行

現在のグループ制を見直し、係制に移行するとともに、若手職員の係長への登用および職階構成の適正化を図るため上位ポストの縮減について検討します。

#### (3) 目標

簡素で効率的な組織体制であるとともに、県政の重要課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制となるよう、毎年度、継続的な見直しを実施

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①本庁および地方機関の組織・機構の見直し			検討・実施		
②総務事務集中処理の拡大			検討・実施		
③係制への移行 (本庁)	見直しを検討	実施			
(地方機関)		見直しを検討	実施		



取組項目	経営方針3 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室
	②横つなぎの総合行政のさらなる推進		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

翌年度に向けた施策構築において、基本構想に掲げる7つの重点政策ごとに関係部局が連携して検討を行い、真に必要な性の高い施策・事業への重点化を行うとともに、類似事業の重複の排除に努めています。また、基本構想の推進に係る実施計画の策定・見直しにおいても、同様に関係部局が連携して検討を行っています。

県政経営会議を開催し、県政の基本的な方針、重要施策その他の重要事項について論議、協議、連絡調整等を図っています。

平成26年度に「地域調整監」を設置し、その下で「連絡調整会議」を定期的開催することにより、関係地方機関等相互の連絡調整・情報共有等を迅速に行い、協力して管内の事務的的確な推進を図っています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地域や県民の暮らしの中にある課題に対して的確に対応していくために、政策の立案、推進機能の一層の充実を図り、部局横断による横つなぎの総合行政をさらに推進します。

そのため、施策の構築段階から予算編成、目標設定、事業実施、成果の検証に至るあらゆる場面で、部局の枠組にとらわれない業務遂行を実施するとともに、より効果的な手法を検討し、必要に応じ見直します。

また、全庁や複数部局にまたがる課題や政策等に関して、関係する職員が集い、自由かつ柔軟な発想で、気軽に議論できる専用スペースを設置します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進

翌年度に向けた施策構築において、基本構想に掲げる7つの重点政策ごとに、最も関わりの深い部局の長を総括者に充て、関係部局が連携して施策の検討を行うとともに、知事・副知事と関係部局長が一堂に会する政策課題協議を実施し、具体的な施策の方向性について協議を行います。

基本構想の推進に係る実施計画の策定・見直しにおいても、同様に関係部局が連携して検討を行います。

##### ②県政経営会議における協議等

各部局のトップをメンバーとする県政経営会議において、活発な議論や相互の連絡調整を図り、組織力の最大化を図りながら横つなぎの総合行政を推進します。

##### 新③(仮称)クリエイティブルームの設置

全庁や複数部局にまたがる課題等について、横断的に議論するための(仮称)クリエイティブルームを設置し、庁内議論の活性化を図ることにより、部局間の横つなぎの一層の推進、職員の施策立案やプレゼンテーション能力の向上を図ります。

#### (3) 目標

・これまでに構築した横つなぎの総合行政の推進とさらなる強化

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進	目標管理・施策構築等の実施、より効果的な手法の検討				
②県政経営会議における協議等	県政経営会議を通して県政経営の観点から各部局相互連携				
③(仮称)クリエイティブルームの設置	運用方法の検討 設置準備等	運用(利用状況を踏まえて、段階的に運用拡大)			

取組項目	経営方針3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 経営企画・協働推進室
	③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進			

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

これまで、職員の意識改革に向けた取組として、部局および所属単位で年間目標を設定し、業務管理を行う「組織目標」を実施してきたほか、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し汗をかくことによって県民サービスの拡大や様々な行政課題の解決を目指す「知恵だし汗かきプロジェクト」や「職員提案」等を実施してきました。

限られた人員や財源のもと、質の高い県民サービスを提供するためには、県職員一人ひとりの意欲や能力の向上を図り、県庁力をこれまで以上に発揮できる環境を整える必要があります。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

職員の意識改革を図り、今後の県政のあり方や日頃の業務について、県民目線で考えることができる職員を育成します。また、各職員が組織目標を共有することにより、仕事の質をより一層向上させるとともに、「実施」だけでなく「結果」を重視した意識を持ち、県庁力の最大化を目指します。

**(2) 具体的な取組内容**

**①組織目標の実施**

基本構想や行政経営方針の進捗状況等を踏まえた「組織目標」を部局および所属単位で設定し、組織の構成員が共有します。あわせてPDCAサイクルによる業務管理を行うことで県庁力の最大化や職員の意識改革を図るとともに、課題解決に向けた集中的な取組を推進し、取組結果を公表します。

**②職員提案の実施**

長期的な視点に立って県民ニーズを予測し、将来の滋賀県のあるべき姿を念頭に、職員からの施策提案を実施することにより、組織内の幅広い知の活用を図るとともに、職員の政策形成能力の向上を図ります。

**新③キラリひらめき改善運動の実施**

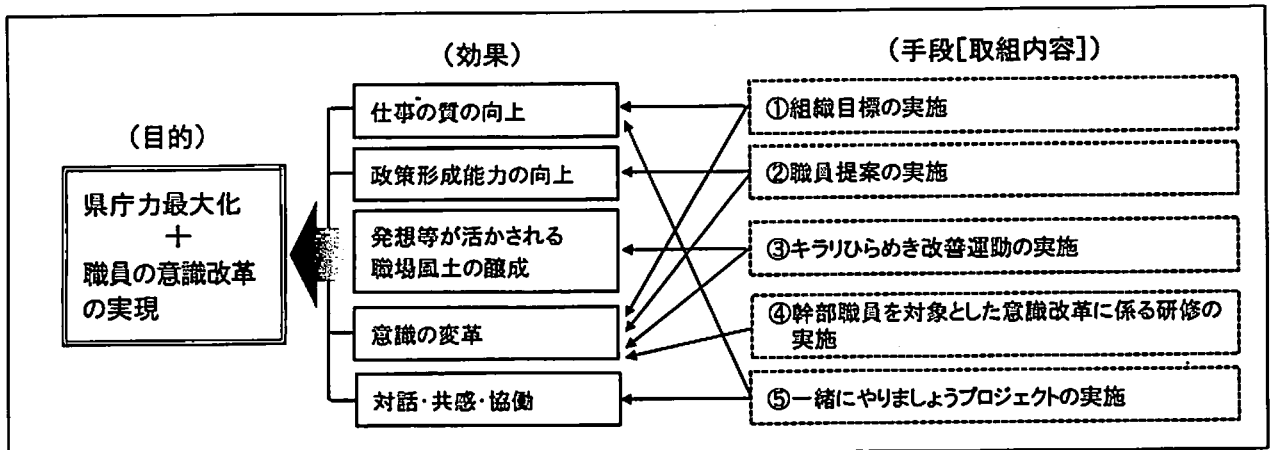
斬新で自由な発想等が活かされる職場風土を醸成するとともに、職員の目的意識を育て、柔軟な発想等を引き出し、さらにはその発想等を職員全体で共有化して業務改善につなげていくことを目的とした「キラリひらめき改善運動」に取り組みます。

**新④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施**

組織の中核的役割を担う幹部職員を対象に民間の経営感覚や組織マネジメントをテーマとした研修を実施し、意識改革を図ることにより、県職員全体の意識改革につなげます。

**新⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施**

特別な事業予算を伴うことなく政策課題の解決や県民サービス向上を図るため、職員一人ひとりの創意工夫や県民等との対話・共感・協働の実践等を行う事業として「一緒にやりましょうプロジェクト」を実施します。



(3) 目標

・「職員提案」提案件数

平成26年度 25件 → 毎年度 50件以上

・「キラリひらめき改善運動」提案件数（平成27年度より実施）

毎年度 職員1人1件（計4,000件）

・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数

平成26年度 103件 → 毎年度 150件以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①組織目標の実施			継続実施		
②職員提案の実施			継続実施		
③キラリひらめき改善運動の実施			キラリひらめき改善運動の実施		
④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施			幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施		
⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施			一緒にやりましょうプロジェクトの実施		

取組項目	経営方針 3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 政策研修センター	
	④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進				
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>					
<p>人材育成のマスタープランである「人材育成基本方針」に掲げた「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」という目指す職員像の実現に向けて、自己啓発、職場研修および職場外研修という能力開発のための3つの柱と人事制度を総合的に組み合わせた人材育成の取組を進めてきたところです。また、自律型人材育成制度については、平成26年度から全職員を対象に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、地方分権の進展に伴う高度・専門的な能力の養成やスリムな体制下における効率的な事務処理能力の養成等に的確に対応していく必要があります。さらに、係制への移行や人事評価制度についても、適切に対応していく必要があります。</p>					
<b>2. 計画期間中における取組</b>					
<b>(1) 基本的な考え方</b>					
自己啓発、職場研修、職場外研修および人事制度を人材育成の基本としながら、「人材育成基本方針」および研修のあり方について見直しを行い、これに基づく取組を進めます。					
<b>(2) 具体的な取組内容</b>					
<p>「人材育成基本方針」および研修のあり方について見直しを行い、これに基づき、職員の能力向上等へ向けた取組を推進します。</p> <p><b>新①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施</b>      新たな「人材育成基本方針」の考え方を踏まえ、重点的に推進する能力開発を研修計画で具体的に位置づけ、研修プログラムを充実させることにより、効果的な実施を図ります。</p> <p><b>新②係制移行や人事評価制度への対応</b>      係制への移行を機に効果的に人材育成が行われるよう各職場への支援を行うとともに、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から導入が義務付けられている人事評価制度における評価者研修などにより、制度の円滑な実施に向けた取組を推進します。</p>					
<b>(3) 目標</b>					
・人材育成の取組により、職員の意欲と能力の向上を図ることによる県民サービスの向上					
<b>3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール</b>					
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施		人材育成基本方針および研修のあり方の見直し  新方針に沿った研修計画の策定	新方針および計画に基づく取組の実施		
②係制移行や人事評価制度への対応			取組の実施		

取組項目	経営方針3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑤女性や若手職員の活躍推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

県民サービスの一層の向上を図るには、多様な視点を施策構築に活かすことが重要であり、意思決定に関わる管理職への女性職員の登用の推進や中長期的な視点に立った育成に向けた取組を行うため、平成26年度に「女性職員の活躍推進のための取組方針」を策定しました。  
また、グループ制による組織運営の制度導入から10年以上が経過しましたが、グループ制導入に伴い職員がマネジメントの経験を積む時期の遅れが課題となっています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、女性職員の登用を一層進めるとともに、中長期的な視点に立った育成および支援を行い、併せて必要な環境づくりの取組を推進します。  
若手職員も一層活躍できるよう、係制移行に伴い係長への登用をはじめ若手職員の積極的な登用に努めるとともに、人事制度についても必要な見直しを行います。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 新①女性職員の活躍推進

「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、女性職員の積極的な登用を引き続き行うとともに、中長期の視点に立って、幅広い業務経験を通じた人材育成に努めます。また、研修等により多様な知識の習得やマネジメント能力の養成など、キャリアアップを支援します。

さらに、働き方の改善に向けた取組や職員に対する研修、啓発などを通じて、女性職員が活躍できる職場づくりを推進します。

##### 新②若手職員の登用

グループ制から係制への移行に伴い、若手職員の係長への登用をはじめ、早期に「長」としてのマネジメントの経験を積むことができるよう積極的な登用に努めます。また、職制の見直しについても検討します。

#### (3) 目標

- ・課長補佐級以上の管理職に占める女性職員の割合（教員、警察官を除く）  
→ 平成30年度までに10%以上
- ・係長に占める女性職員の割合（教員、警察官を除く）  
→ 平成30年度までに15%以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①女性職員の活躍推進	女性職員の活躍推進のための取組方針の策定		方針に基づく各種取組の実施		
②若手職員の係長への登用	人事制度見直しの検討		実施	若手登用の段階的实施	

取組項目	経営方針3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑥人事評価制度の構築		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成 17 年度から「自律型人材育成制度」を実施し、職員の職務遂行時の目標達成度と能力発揮度を把握・評価し、人材育成や組織の活性化による公務能率の向上に活用しているところです。

平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、組織全体の士気高揚を促し公務能率の向上を図るため、人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが義務付けられました。(法の施行は平成 28 年 4 月の予定)

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

自律型人材育成制度については、平成 26 年度から評価対象者を全職階に拡大したところですが、当制度が定着するよう取組を進めます。

人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、地方公務員法改正の施行時期を踏まえ制度構築を行います。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①自律型人材育成制度の推進

全職員が、自ら設定した目標の達成に向けて自律的に取り組むよう自律型人材育成制度の定着を図ります。

##### 新②人事評価制度の制度設計

自律型人材育成制度との整合を図りつつ、評価項目や処遇反映手法の検討等、国や他の自治体の例を参考に制度設計を行い、法の施行と合わせ、評価結果の処遇への反映を行います。

#### (3) 目標

- ・改正地方公務員法の施行にあわせた円滑な人事評価の実施

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①自律型人材育成制度の推進	自律型人材育成制度を全職階に拡大	(人事評価制度へ移行)			
②人事評価制度の制度設計	制度設計 →	試行 →	実施		

取組項目	経営方針3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑦コンプライアンスの徹底		

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

平成 23 年 4 月、滋賀県コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備を行い、法令遵守に係る指針の策定、情報の共有、研修の実施に加えて、不祥事が発生した場合には再発防止策について検討するなど、職員の法令遵守意識の徹底を図るとともに不祥事の発生により県政に対する信頼が失われることのないよう、全庁的な取組を行ってきました。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

不祥事の再発防止は言うまでもなく、各職員がその時々求められる県民のニーズに適切に応え、県政の目標達成のために具体的な行動をすることが重要です。このため、これまでの取組の定着を図り、さらなるコンプライアンスの周知徹底や不祥事の再発防止に向けて不断の取組を行います。

**(2) 具体的な取組内容**

**①コンプライアンス委員会の開催**

法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行います。

**②全庁的な研修の取組**

各職場におけるコンプライアンス推進の中核となる所属長やコンプライアンス推進員を対象とした研修を実施します。

また、各職場で職員全員を対象としたコンプライアンス研修（統一テーマ研修）ならびに政策研修センターで階層別研修（各職階への昇任者を対象とした研修）を実施します。

**③職員への意識啓発**

総合事務支援端末ログオン・ログオフ時の表示画面を活用した意識啓発や四半期ごとに「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを行います。

**(3) 目標**

- ・職員のコンプライアンス意識を徹底し、不祥事の再発防止に向けた取組の実施

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①コンプライアンス委員会の開催			継続実施		
②全庁的な研修の取組			継続実施		
③職員への意識啓発			継続実施		

取組項目	経営方針3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 総務事務・厚生課
	⑧職員の心身の健康管理の推進			
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>				
<p>県民サービスの担い手として質の高い行政サービスを的確かつ効率的に提供していくためには、職員が心身ともに健康であることが大切です。そのためには、職員一人ひとりが、仕事だけではなく、子育て・介護の時間や、地域、自己啓発等に係る個人の時間をしっかりともちワーク・ライフ・バランスを実践するとともに、職員に対して、総合的な視点から健康管理対策を実施することが重要です。</p> <p>県では、これまでから、「滋賀県特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭の両立ができ、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりを推進してきたところです。また、職員一人ひとりが生涯を通じて心身の健康を確保し、いきがいのある充実した生活を送れるよう様々な支援策を講じていくための基本計画として「滋賀県職員ライフプラン推進計画」を策定し、職員の「健康づくり」に取り組んできました。</p>				
<b>2. 計画期間中における取組</b>				
<b>(1) 基本的な考え方</b>				
<p>平成27年度から平成30年度までを計画期間とする「滋賀県特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりに取り組めます。</p> <p>また、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「滋賀県職員ライフプラン推進計画－第5次－」の計画推進の柱の1つである「健康づくり」計画に基づき、事業を実施していきます。ライフプラン推進計画は、毎年度事業の評価を行いつつ、職員を取り巻く環境の変化にも対応しながら年度計画を策定し、推進していきます。</p>				
<b>(2) 具体的な取組内容</b>				
<b>①年次有給休暇の取得促進</b>				
<p>管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における2日以上以上の取得を呼びかけます。</p>				
<b>②定時退庁日における定時退庁の徹底</b>				
<p>定時退庁日の呼びかけ（全庁放送、庁内LANへの掲示）、管理職による執務室の施錠や定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図ります。</p>				
<b>③男性職員の育児参加促進</b>				
<p>知事からのメッセージ（子が生まれた職員と所属長へ直接メール）発信や「お父さんの子育てプラン」の作成・提出とそれに基づくイクボス面談（所属長面談）の実施で、男性職員に育児休業取得を促します。また、育児休業取得者の仕事を担うなど取得をサポートした周囲の職員のモチベーションを上げるために所属に対する表彰制度を創設します。</p>				
<b>④生活習慣病予防の推進</b>				
<p>生活習慣病の発症を防ぐため、効果的な特定保健指導を行います。また、メタボリックシンドローム該当者の減少を図るため、生活習慣改善のためのイベントを実施します。</p>				
<b>⑤メンタルヘルス対策の推進</b>				
<p>セルフケアの一環として、ストレスチェックを実施するとともに、職員自身のストレスや職場の理解を深めるための研修を実施します。また、産業保健スタッフによる相談機能を充実し、メンタル不調者の早期対応に取り組めます。</p>				



**(3) 目標**

- ・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数  
平成 25 年 10.7 日 → 平成 30 年 14 日
- ・定時退庁実施率  
平成 25 年度 83.4% → 平成 30 年度 95%
- ・男性職員の育児休業取得率  
平成 25 年度 8.1% → 平成 30 年度 13%
- ・メタボリックシンドローム該当者割合  
平成 26 年度 (速報値) 11.4% → 平成 30 年度 10.0%
- ・メンタル不調による新規長期療養者数  
平成 26 年度(12 月末) 19 人 → 平成 30 年度 15 人

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①年次有給休暇の取得促進			実施		
②定時退庁日における定時退庁の徹底			実施		
③男性職員の育児参加促進			所属に対する「知事表彰」イクボス面談 (所属長面談)		
④生活習慣病予防の推進			実施		
⑤メンタルヘルス対策の推進			実施		
			相談時間の延長		
			ストレスチェック対象者の拡大および内容の見直し		
		ストレスチェックの法制化			

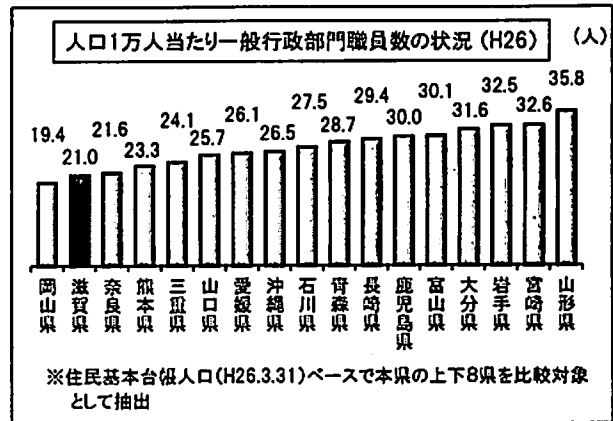
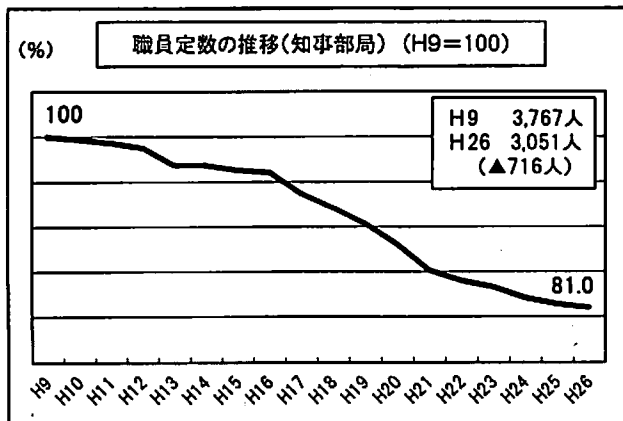
取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑨適正な定員管理・給与管理		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

県全体の職員定数については、法令定数（教職員・警察官）が約8割を占め、県の裁量により削減できる余地は限られていますが、これまでの数次にわたる行政改革の取組により、知事部局の職員定数は、ピークであった平成9年度の3,767人に比べ、平成26年度は3,051人と、716人（約20%）削減したところです。

この結果、平成26年度の人口1万人当たりの職員数（一般行政部門）は人口類似の17県中で2番目に少なくなっており、他の都道府県と比べてもスリムな体制になっています。

職員の給与については、これまでから人事委員会勧告を基本に、地方公務員制度や社会情勢の変化を踏まえて、特殊勤務手当などについて必要な見直しを行ってきました。



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

事務事業の見直しや業務の効率化を徹底し、引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行います。

また、人事委員会勧告を基本に、地方公務員制度改革や国家公務員の給与水準を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理を行います。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①適正な定員管理

今後、県基本構想を実現するための各種取組など、増員が見込まれる要素もありますが、事務事業の見直しや業務の効率化の徹底による減員と併せて検討することにより、適正な定員管理に取り組みます。

##### ②適正な給与管理

級別の職員構成について、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた管理に努めることにより、適正な給与管理を行います。

#### (3) 目標

- ・事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することによる適正な定員管理（毎年度）
- ・級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①適正な定員管理			検討・実施		
	→				
②適正な給与管理					
	昇格基準の見直し検討			新基準運用	
	→				→

取組項目	経営方針3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課
	① ICTの活用による業務の効率化		

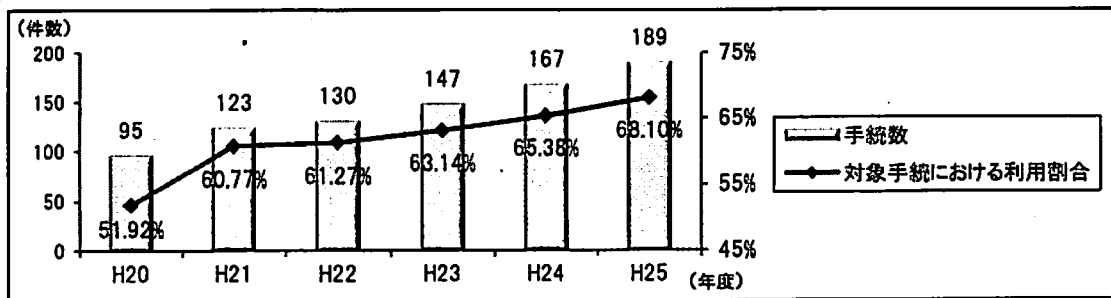
### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

職員1人1台の共通事務端末や全庁を結ぶ「びわ湖情報ハイウェイ」など、行政事務の電子化の土台となる共通情報基盤を構築し、これらの情報基盤やインターネット等を用いた、行政サービスの向上や業務の効率化を進めてきました。

また、副知事をCIO（最高情報責任者）とする全庁的なITガバナンス体制のもと、最新ICTを活用した情報システムの整備を推進するとともに、各システムの構想・予算化段階の検討内容や導入後の運用状況等を把握し、情報施策に対する投資と事業実施の最適化に取り組んできました。

さらに「行政手続インターネット利用条例」に基づき、各種業務においてオンライン手続の実施を進めるとともに、様々な事業でオンライン手続を随時・柔軟に実施できる「しがネット受付サービス」の整備などにより、オンラインサービスの利用拡大に努めてきました。

(オンラインサービス実施状況)



今後、電子化による県民の利便性向上と業務の効率化を一層進めていくためには、モバイル情報機器（スマートフォン、タブレット端末など）やソーシャルメディア（SNS、動画配信など）など、新たなICTの動向に注目していく必要があります。

また、社会保障・税番号制度に基づく個人番号（マイナンバー）の導入に伴い、国や地方自治体等の中で個人情報の電子的な照会・提供の仕組みが導入されるほか、各自治体でもマイナンバーを独自に利用した事務処理が可能になることから、有効な活用方策の検討を進める必要があります。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

ICTに関わる新たな技術やサービスを積極的に活用することにより、行政サービスの充実や県民の利便性向上を図ります。また、業務の効率化とコストの削減に取り組めます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 拡①行政サービスの電子化の促進

電子化を見据えた業務の見直し・変更を進めるとともに、共通情報基盤の整備・強化を進めます。

ICTの新たな技術やサービスを検証し、効果が期待できるものは順次導入します。また、セキュリティ面等の課題を踏まえ、必要な対策を講じます。

県民の利便性や行政サービスの向上に繋がるマイナンバーの独自利用を検討します。

##### ②情報システムの改革

業務のシステム化および既存システムの更新では、導入・運用管理に係る業務の省力化とコストの削減を目的とした、既存のパッケージソフトや民間クラウドサービス、共通情報基盤の利用促進を図ります。

##### 新③システム評価に重点を置いたPDCAサイクルの再構築

システムの導入や改修に対する投資判断に繋がる、効果の測定ならびに評価に取り組めます。

システムの利用継続に対する投資判断に繋がる、システムの必要性や運用状況の妥当性の検証ならびに評価に取り組めます。




**(3) 目標**

・情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表（平成30年度までに達成）

・ASP、クラウドサービスの利用率※ 10%

※平成27～30年度に実施されるシステム新規開発・再構築におけるASP、クラウドサービスの利用割合

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①行政サービスの電子化の促進		ICT新技術・サービスの検証～導入 ※Web会議システム、リモート接続環境等			
					
②情報システムの改革		クラウドサービス等の積極的な活用			
					
③システム評価に重点を置いたPDCAサイクルの再構築	システム情報資産の把握・整理	効果測定、評価の試行	PDCAサイクルの見直し・再構築		
					

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	②民間活力活用の推進			総務部 経営企画・協働推進室

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

民間のノウハウや技術を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、アウトソーシング、PPP/PFI、指定管理者制度等による民間活力活用の推進を図ってきました。

アウトソーシングについては、コストの縮減等の効果が見込まれることから、既に窓口業務や文書収発業務、守衛業務等で導入してきたところですが、さらなる導入拡大にあたっては、メリット、デメリットを総合的に勘案しながら、導入可能な事務がないか検証する必要があります。

PPP/PFIについては、情報収集を行うとともに、平成26年3月に滋賀銀行と締結した「地域密着連携協定書」に基づき、公共施設の更新・再配置等の官民連携手法について協働研究を行っています。

指定管理者制度については、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用することなどにより施設の機能の向上と経費の節減を図るため、本県では平成18年度から制度を導入しています。これまで、順次制度導入施設を拡大してきたほか、導入施設においては公募による指定を行う施設を拡大してきました。課題としては、制度の導入から9年が経過し、特に経費節減の面で効果が出る中で、指定管理者制度の趣旨に沿った経営努力に対応する適切なインセンティブや県との役割分担等を検討する必要があります。また、公の施設の老朽化対策にも取り組む必要が生じています。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

民間が持つノウハウや技術を活用し、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応、地元企業活性化等の効果を上げるため、民間活力活用の推進を図ります。

**(2) 具体的な取組内容**

- ①アウトソーシングの導入拡大の検討  
各年度の予算編成や執行体制の検討を行う際、他自治体における取組等を参考に、本県で導入可能な事例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行います。
- ②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施  
企業と締結した「地域密着連携協定書」に基づく協働研究を継続的に実施するとともに、庁内でPPP/PFIに関する情報共有を図ります。
- ③指定管理者制度の見直し  
指定管理者への適切なインセンティブのあり方や、施設の老朽化対策に関する県との役割分担等について、制度の見直しを行います。併せて、指定管理者制度の導入施設および公募対象施設の拡大に向けて、引き続き検討を行います。

**(3) 目標**

- ・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 平成29年度中に方針を決定
- ・指定管理者制度の見直し 平成27年度上半期に実施

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①アウトソーシングの導入拡大の検討 (総務事務)		導入の検討・実施			
	総務事務集中処理の開始	アウトソーシング導入の検討		方針決定	
②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施			継続実施		
③指定管理者制度の見直し	検討		制度の運用		

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課 総務部 人事課 総務部 経営企画・協働推進室
	③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、 時間外勤務の縮減			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>業務の効率化や仕事の省力化を推進するため、「しごと効率化のためのヒント」や業務効率化に資する事例等を紹介する「しごと効率化のススメ」、各所属が作成・保有する業務マニュアル等の相互活用を目的とした「業務マニュアル一覧表」や庶務事務の処理のポイント等をまとめた「庶務事務の手引」の作成などに取り組んできました。</p> <p>また、定時退庁や朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の時間外勤務縮減の取組を実施しました。</p> <p>さらに、会議に係る旅費節減および移動時間削減、日程調整の円滑化を目的として共通事務端末等を用いて遠隔地間で会議等が行える「Web会議システム」を平成26年11月から導入しました。</p> <p>今後、公務能率向上や職員の健康管理等の観点から時間外勤務の縮減に向けた一層の取組が必要となっています。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
<p>事務・作業等については、実施方法や継続の必要性等について検討を行い、見直しや省力化を図ることにより、業務の縮減を図り、特に全庁にまたがる事務・作業については、効率的な実施方法や受け手側の負担軽減等を十分検討した上で、実施することを徹底します。</p> <p>また、朝礼・終礼の実施による時間管理や、地方機関とのオンラインによるWeb会議の運用、定型業務に係るマニュアルの共有等、仕事全般に係る効率化を推進します。</p> <p>こうした取組等により、時間外勤務の縮減を図ります。</p>				
(2) 具体的な取組内容				
①業務効率化に係る啓発				
<p>事務・作業等の実施に当たっては、必要性や実施方法の省力化等を十分検討することを徹底するなど、業務効率化に取り組みます。</p>				
新②業務効率化に資する職員研修の実施				
<p>タイムマネジメントや資料作成技術など業務効率化に資する職員研修を実施します。</p>				
③定型業務の処理手順の標準化				
<p>「業務マニュアル一覧表」や「庶務事務の手引」について随時更新を行うなど、定型業務の処理手順の標準化に取り組みます。</p>				
④Web会議システムの運用				
<p>システム利用を促進し、会議に係る移動時間の削減等に努めるとともに、必要に応じてシステム機能の拡充を検討します。</p>				
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施				
<p>計画的・効率的な業務遂行に役立つ定時退庁や、業務管理や時間外勤務の必要性の確認に役立つ朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などの取組を実施します。</p>				
(3) 目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員1人あたり時間外勤務時間数（知事部局）（災害対策業務等を除く） 平成25年度 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月</li> <li>Web会議システム利用回数（平成26年度導入） 平成30年度 年間128回以上</li> </ul>				

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①業務効率化に係る啓発			継続実施		
②業務効率化に資する職員研修の実施			職員研修の実施		
③定型業務の処理手順の標準化		「業務マニュアル一覧表」等の周知、必要に応じて更新			
④Web会議システムの運用	調達・導入、運用	利用頻度や要望に応じて同時接続可能数の拡充等を検討			
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施			継続実施		



取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局 総合政策部 情報政策課 総務部 経営企画・協働推進室
	④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

大規模な自然災害の発生やシステム障害等の情報セキュリティに関する事案、さらには、各行政分野における様々な危機事案に適切かつ迅速に対応できるよう、次のような取組を進めています。

#### (1)大規模地震への対応

大規模地震の発生時に県民の生命・財産等を守り、社会・経済に生じるおそれのある支障を緩和・解消するため、制約された環境の中で様々な業務を遂行する必要があります。

そのため、災害時に優先される業務の実施に関する基本的な考え方および必要な体制整備について定めた滋賀県業務継続計画（震災編）を平成23年度に策定しました。

また、滋賀県業務継続計画（震災編）に基づき、部局版業務継続計画（震災編）を平成24年度に策定、平成26年度には地方機関版業務継続計画（震災編）を策定予定です。

#### (2)ICTに関するリスク管理

ICTの積極的な導入により、行政サービスの向上、利便性および効率性の向上等を図る一方で、ICTの利用により拡大するリスクに対して、次のような取組を実施してきました。

##### (想定されるリスク)

- ・大規模災害による情報通信ネットワークの遮断およびシステムの停止
- ・大規模災害およびパンデミック等発生時に職員が登庁できないことによる業務の停止
- ・コンピュータウイルス、外部からの侵入・攻撃、職員の誤操作等による情報漏えい、情報消失およびシステム停止

##### (これまでの主な取組)

- ・びわ湖情報ハイウェイの構築および運用
- ・コンピュータウイルス対策の実施
- ・データセンターの利用
- ・メール利用による誤送信、情報漏えいリスクに対する対策の実施
- ・職員認証基盤、ファイルサーバの導入
- ・リモート接続環境の整備（大規模災害時等登庁できない職員が自宅等のパソコンから庁内システムに接続できる環境を整備し、平成26年度から試験運用を開始）
- ・情報セキュリティポリシーの制定と内部監査の実施

#### (3)その他のリスクへの対応

それぞれの行政事務に関して起こりうる危機事案をあらかじめ想定した上で、未然防止や発生後の迅速な対応を図るため、研修会の開催、対応策の検討、マニュアルの整備等の取組を各所属で実施しています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1)基本的な考え方

大規模地震の発生時にも県として遂行すべき業務を的確に実施するため、業務継続計画の実効性の確保・向上等に努め、危機管理の徹底を図るほか、情報通信ネットワークおよび情報システムの耐災害性の強化、情報漏えいリスクに対する人的および技術的対策の強化を図ります。

また、その他の行政分野においても、未然防止や発生時の迅速な対応を図る観点から、それぞれの業務の特性に応じた危機管理を徹底します。

さらに、事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属におけるチェック体制の強化等を図ります。

#### (2)具体的な取組内容

##### ①各業務継続計画（震災編）の更新

防災基本計画、地震被害想定、各所属の体制等の変更に伴い、適時に各業務継続計画（震災編）を更新し、業務の継続性を確保します。

②各業務継続計画（震災編）の職員への周知および同計画に基づく訓練の実施

各所属で実施する職場研修などを通じて、業務継続計画（震災編）を職員へ周知することで、職員の理解を深め、業務の継続性の向上に努めます。また、災害時に優先される業務を的確に実施するため各所属で訓練を実施し、能力向上に努めます。

③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上

びわ湖情報ハイウェイの通信拠点として「サブセンター」を新たに整備し、インターネット接続点を分散させることで、大規模災害時における外部との通信の確保を図ります。

また、現在のびわ湖情報ハイウェイは平成 30 年度に更新時期を迎えることから、危機管理のための新しい技術やサービス等の調査・研究を行い、ネットワークの再構築を図ります。

新④リモート接続環境の整備

庁外（自宅その他遠隔地）から庁内システムの利用が可能となるリモート接続環境を整備し、大規模災害およびパンデミックの発生により登庁できない場合でも、必要な業務の執行および情報システムの保守が可能ないようにします。

⑤大容量ファイル転送システムの整備

メールシステムでは送れない大容量のファイルを安全に外部へ送信できるシステムを整備し、情報の誤送信および情報漏えい等の防止を図ります。

⑥各行政分野におけるリスク管理

各行政分野において、起こりうる危機事案をあらかじめ想定し、未然防止ならびに発生時の被害の最小化、迅速な対応を図る観点から、各種の取組を推進します。

⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進

事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属において、対応マニュアルの整備やチェック体制の強化等を図るとともに、万一、発生した場合は、原因や対応策について全庁的に情報共有を図り、再発防止に努めます。

(3) 目標

- ・各業務継続計画（震災編）の更新 随時
- ・各業務継続計画（震災編）の職員への周知 全職員への周知
- ・各業務継続計画（震災編）に基づく訓練の継続実施 随時
- ・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数 0 件
- ・職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数 0 件
- ・ウイルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件（情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等）の発生件数 0 件

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①各業務継続計画（震災編）の更新					
②同計画の職員への周知および訓練の実施			継続実施		
③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上					
・サブセンター設置	県内遠隔地にサブセンター設置、緊急時対応手順作成		緊急時対応手順の確認・改善		

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
・びわ湖情報ハイウェイ再構築 (次期ネットワークの構築)				再構築仕様等検討	再構築契約締結、再構築着手
④リモート接続環境の整備	リモート接続環境の整備、試行運用開始	本格運用開始、新たな利用場面調査、利用拡大検討		運用継続	
⑤大容量ファイル転送システムの整備	システム整備、運用開始		運用継続		
⑥各行政分野におけるリスク管理	未然防止、発生時の被害の最小化・迅速な対応を図るための取組の推進				
⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	対応マニュアルの整備、チェック体制の強化、発生時の情報共有等				

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	土木交通部 監理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (公共工事)			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

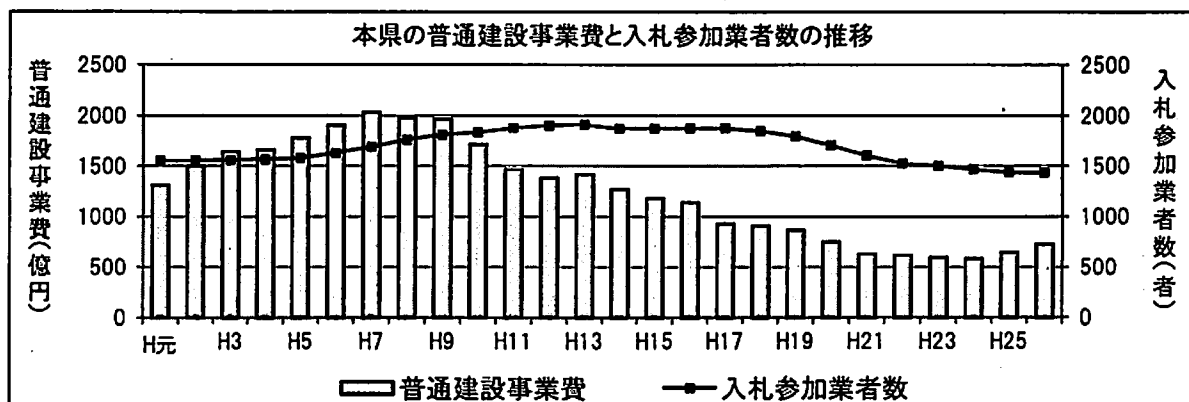
#### (1)取組状況等(平成 23～26 年度)

総合評価方式による入札の対象工事の拡大と評価項目や配点、運用の見直しを実施したほか、最低制限価格制度および低入札価格調査制度において、平成 24 年 5 月に算定式を公表するとともに、平成 25 年 6 月には一般管理費等の算入率を引き上げました。

また、入札手続きの簡素化、情報公開システムの検索機能の向上などにより電子入札システムの再構築を図り、さらなる契約事務の透明性、公平性の向上を図りました。

#### (2)環境変化

県の普通建設事業費は、平成 7 年度の 2,036 億円をピークに年々減少し、平成 25～26 年度は緊急経済対策等によりやや持ち直したものの、平成 26 年度は 730 億円で、ピーク時の 35.9%にまで落ち込んでいます。一方、県の工事入札参加登録業者は、平成 13 年度の 1,913 者をピークに徐々に減少しているものの、平成 26 年度現在 1,435 者とピーク時の 75.0%に止まり、この結果、行き過ぎた価格競争を招いています。



平成 25 年 5 月に滋賀県建設産業活性化推進検討会を立ち上げ、若手や女性技術者との座談会やアンケート調査等を通じて、建設産業が抱える課題について検討を行い、課題への対応について取組を進めてきました。

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的に、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が改正され、基本理念の明記、発注者責務を明確化、多様な入札契約制度の導入・活用が規定されました。また、品確法の基本理念を実現するために、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）および建設業法も併せて改正されました。

#### (3)課題

行き過ぎた価格競争により、元請業者の利益率を押し下げ、下請業者や専門業者へのしわ寄せや賃金の低下、長時間労働や土・日労働など休暇が取りづらいなど、現場の技術者・技能者にとって厳しい労働環境となっています。

この労働環境は、若年者層の建設業離れを招き、技術者・技能者の高齢化が進行する原因となっており、建設産業の役割である地域の社会資本の整備・維持・更新、災害対応等に支障が生じるおそれが出てきています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1)基本的な考え方

法改正やこれに伴う基本方針、指針の改正等を踏まえ、これまで実施してきた公共工事の品質確保、入札契約制度およびその運用の適正化に加え、若手・女性技術者等の公共工事の担い手の中長期的な育成・確保に配慮して、入札契約制度の改善や工夫等を継続的に実施します。

**(2) 具体的な取組内容**

**①入札契約制度の改善や工夫等**

入札参加資格（地域指定、工事实績要件および技術者資格等）の改善や工夫、および多様な入札契約方式の導入等について検討します。

**②総合評価方式の見直し等**

総合評価方式のタイプの追加や評価項目の変更等について検討します。

**③県内事業者の受注機会の確保等**

県内業者への優先発注や総合評価方式等により県内事業者の受注機会の確保や下請への参加、県産材の利用促進を図ります。

**(3) 目標**

・毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①入札契約制度の改善や工夫等		国および他府県の入札契約制度等改正の動向分析、本県への適用検討（毎年度実施）			
②総合評価方式の見直し等		入札契約制度等の見直し検討〔見直しの実施、見直し結果の分析・評価、さらなる見直しの検討〕（毎年度実施）			
③県内事業者の受注機会の確保等		県内業者優先発注、県産材の利用促進等（毎年度実施）			

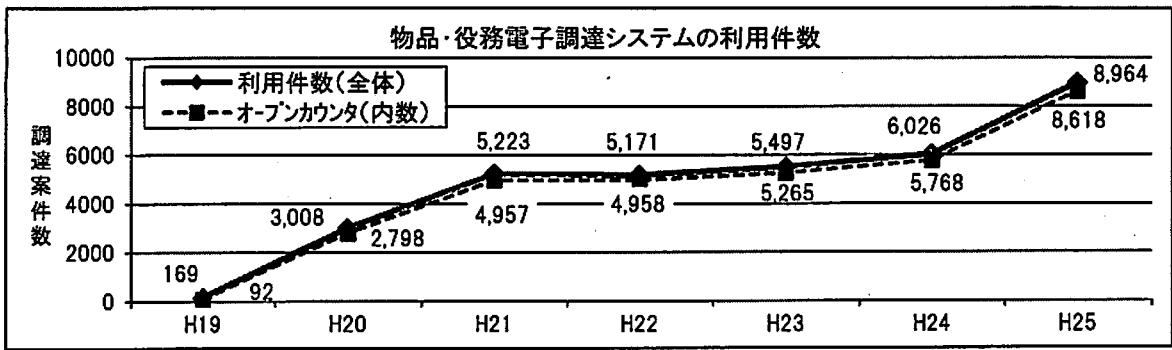
取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	会計管理局 管理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (物品、役務・委託)			

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

**(1)物品・役務電子調達システム**

平成 23 年 7 月より物品・役務電子調達システムの開発を行い、平成 24 年 8 月より物品の調達から運用を開始し、競争性、透明性の高い公募型見積合せ（オープンカウンタ）の徹底を図っているほか、平成 25 年 10 月から電子調達システムの利用を役務・委託の調達（一般競争入札および指名競争入札）に拡大しました。

新システム導入後（平成 24 年 8 月以降）、オープンカウンタの利用が伸びていますが、今後ともシステム利用の徹底を図っていく必要があります。



**(2)社会政策等の推進に配慮した入札の実施**

契約事務については、透明性、公平性、競争性の確保のため一般競争入札が原則ですが、価格だけで相手方を決定せず、環境配慮、障害者雇用、次世代育成などの社会政策に着目した契約事務を推進しています。グリーン入札制度、ナイスハート物品購入制度、社会政策推進に配慮した入札等実施要領等を運用していますが、今後、保護観察対象者等の就労促進等、国や県が推進する重要な社会政策への入札契約事務の側面からの支援も新たな課題となっています。

**2. 計画期間中における取組**

**(1)基本的な考え方**

調達・契約等における透明性、公平性、競争性の確保および社会的要請、中小企業育成等に配慮しつつ、引き続き入札・契約に関して制度や運用の適正化を図ります。

**(2)具体的な取組内容**

**①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保**

引き続き指名競争入札から一般競争入札への移行を進め、随意契約を行う場合は、「随意契約事前チェックリスト」を活用し、真にやむを得ない場合に限ることとします。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、5 万円を超え 160 万円までの物品の随意契約においては、電子調達システムによるオープンカウンタの利用を徹底します。

毎年度四半期毎に工事、物品および委託に係る契約方法別（随意契約の場合は「プロポーザル」、「2 者以上見積」および「1 者見積」に区分）契約状況実態調査を継続して実施します。

**②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応**

グリーン購入・グリーン入札の適正・的確な運用により、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者から優先的に物品等の調達を行います。

ナイスハート物品購入制度の的確な運用により、積極的に障害者を雇用している事業者や、福祉的就労の取組を行っている障害者支援施設等から優先的に物品等の調達を行います。

県内中小企業者・官公需適格組合等の育成、受注機会の確保・増大に向け、可能な限り県内事業者からの調達を基本とします。

ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、高齢者雇用確保、障害者雇用等、県が推進する重要な社会政策に対する事業者の取組について落札者決定基準等での評価を付加します。

**(3) 目標**

- ・ 調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果（公共工事を含む。）を公表
- ・ 物品（文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等）のグリーン購入率  
平成 25 年度実績 91.26% → 平成 30 年度 96%

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保		一般競争入札、オープンカウンタの徹底、 契約状況調査の実施			
②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応		グリーン購入・グリーン入札、県内中小企業者の受注機会確保、社会的要請への対応			

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 関係所管課
	⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、出資法人について平成9年度以降数次にわたり見直しを行い、これまでに、廃止または統合により26法人が減少したほか、出資法人の組織体制や県の財政的関与の縮小等を推進してきました。直近では、平成21年度に策定した「外郭団体見直し計画」（計画期間：平成21年度～平成26年度）に基づき、さらなる廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等を行ってきました。

#### [平成21年度以降の主な取組結果]

- (1) 法人の廃止等 出資法人の数は、2割以上減少（30団体→23団体）
- (2) 職員数の見直し 出資法人の職員は、約3割減少（910人→643人）  
また、出資法人に対し県が派遣する職員は、約3割減少（110人→78人）
- (3) 累積欠損等の解消 債務超過法人は5団体→1団体に、累積欠損法人は6団体→4団体に減少

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

出資法人の存廃等に係る量的な見直しについては、「外郭団体見直し計画」等の取組の下で一定程度達成されたことから、今後は、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を発揮した運営を行うよう、法人の自立性の向上に重点を置いた関与を行います。なお、経営状況に課題があり「外郭団体見直し計画」において抜本的経営見直しの方針が示された出資法人、縮小の方針が示されたものの取組未了の出資法人等については、引き続き、重点的に関与します。

また、法人の経営および県の関与に係る情報について、一層の透明性の向上を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方（後掲）に沿って取組を進めます。

##### ①出資法人ごとの取組の進捗管理

出資法人への関与を行うにあたり、出資法人ごとの実施計画を定めて進捗管理を行います。

##### 新②経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および県の関与のあり方の検討に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表します。

##### 新③担当職員の研修受講促進

会計や財務等の研修を受講することにより、出資法人所管課の職員の能力向上を図ります。

#### (3) 目標

- ・経営評価の実施 平成27年度から実施、公表
- ・県以外の者からの収入の拡大 平成30年度において平成25年度より拡大
- ・所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 平成26年度 27% → 毎年度 80%以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①出資法人ごとの取組の進捗管理		各法人の取組に係る進捗管理			
②経営評価の実施および公表		評価の実施および公表（毎年度）			
③担当職員の研修受講促進		研修に係る情報提供および受講の促進			



## 出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

### I 経営改善等の必要性

出資法人（県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきました。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組みなければなりません。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところです。

県は、公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点から、今後も、出資法人の経営改善、自立性の拡大および透明性の向上について積極的に取り組みます。

### II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共サービスの提供という観点から、次のような方向を目指します。

#### 1 今後の出資法人のあり方

##### (1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にありましたが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっていきます。

そのため、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚を活かせる自立した経営体に転換していくことを目指します。

##### (2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっていくことから、公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指します。

##### (3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指します。

#### 2 県の関与のあり方

##### (1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものですが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にします。

##### (2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図ります。

##### (3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えます。

### III 出資法人の経営改善の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を発揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善を推進することが必要

です。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組みます。

## 1 自主的・自立的経営の推進

### (1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直します。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努めます。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促します。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組みます。

### (2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金等や受託事業による財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要です。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組みます。

② 出資法人に対して公的支援を行う場合には、出資法人の債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、これを行わないことを原則とします。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を、議会・住民等に明らかにするものとします。

③ 出資法人に対する短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。）を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとします。

④ Ⅲ 5 に規定する重点的に関与を行う出資法人について財政的・人的支援を継続する場合には、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行います。

## 2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要です。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組みます。

## 3 経営評価の実施

より効果的な事業展開を行うためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要です。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行います。

## 4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高

まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供します。

#### 5 重点的な関与の対象となる出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、出資法人が役割の見直しや経営状況の改善に向けて積極的に取り組むこととなるよう、重点的に関与を行います。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必要性の低いもの
- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 「外郭団体見直し計画」の終了後も継続して経営状況や取組の状況を注視する必要がある次のもの
  - ① 上記計画において「抜本的経営見直し」とされたもの
  - ② 上記計画において「縮小」とされた出資法人で、取組が未了であるもの

### IV 経営改善等を進めるに当たって

#### 1 出資法人採用職員の雇用問題への対応

出資法人の経営改善等に伴う出資法人採用職員の雇用問題については、県から独立した経営体として、当該出資法人が主体的に対応することが基本となりますが、設立や運営に県が相当の関与をしてきた出資法人については、職員の再就職等に向けた出資法人の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組みます。

#### 2 改革の推進に向けた仕組みの構築

出資法人の経営改善等は、出資法人の主体的な取組として行われるべきものですが、着実に進めていくためには、各出資法人の理解と協力を得ながら、出資者として必要な対応を行う必要があります。共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めます。

#### 3 制度等の枠組みにとらわれない改革の推進

出資法人の中には、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているものがありますが、出資法人の実態等から見直しが必要なものについては、そうした制度等の枠組みにとらわれることなく、国等関係団体に積極的に提案をするなど、あくまでも県民の視点に立って改革を進めます。

#### 4 機動的な計画の見直しの実施

出資法人のあり方については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があることから、活動内容や経営の実態等を踏まえ、計画を機動的に見直して取組を進めます。

## 各出資法人に係る計画

### 1 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

出資法人の基本的な方針							
「クリーンセンター滋賀」の運営について、平成 28 年度までは現中期経営計画に基づく取組を継続し、それ以降の施設運営のあり方については、平成 28 年度に県が策定する「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す将来的な県の産業廃棄物処理の方向性を踏まえ、平成 29 年度以降を対象とした次期中期経営計画で定めます。							
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標	
① 現中期経営計画の目標を達成します。〔出資法人〕	中期経営計画に基づく取組の実施 →					<ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本比率 平成 25 年度 28.7% → 平成 28 年度 50%以上</li> </ul>	
② 平成 28 年度に策定する第四次廃棄物処理計画において、県内の産業廃棄物の将来推計結果等を踏まえ、公的関与による産業廃棄物処分場の将来的なあり方について方向性を定めます。〔県〕 併せて、出資法人に対する県の支援のあり方等をこの作業の過程で検討します。〔県〕	基本調査の実施 →	次期廃棄物処理計画における方向性、県の支援のあり方等の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> <li>県出えん額 平成 25 年度 9.5 億円 → 平成 28 年度 5.6 億円</li> <li>将来的なあり方についての方向性決定および県の支援のあり方等の決定 平成 28 年度</li> </ul>	
③ 県が策定する第四次廃棄物処理計画の内容を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕			次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		<ul style="list-style-type: none"> <li>中期経営計画の策定 平成 28 年度</li> </ul>	
④ 廃棄物処理料金体系の再構築を行います。〔出資法人〕		料金体系の再構築 →				<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理料金体系の再構築 平成 27 年度</li> </ul>	
⑤ 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討を行います。〔出資法人〕		排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 平成 28 年度に策定する次期中期経営計画に反映</li> </ul>	

## 2 一般社団法人 滋賀県造林公社

出資法人の基本的な方針						
平成 23 年成立の特定調停により債務を整理しましたが、林業採算性の悪化傾向に歯止めはかかっていません。一方で、森林の持つ水源涵養機能や県土保全機能等の発揮に対するニーズは増大傾向にあります。経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売を推進し、健全な公社経営を確保します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 次期中期経営改善計画を策定します。[出資法人]		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・ 中期経営改善計画の策定 平成 27 年度 ・ 県の支援のあり方（方向性）等の決定 平成 27 年度
② 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採への影響を最小限にとどめるよう努めます。[出資法人]		取組方針の検討	取組の実施			
③ 水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮しつつ、契約変更の状況も加味した効果的な伐採を行います。[出資法人]		契約変更の状況も加味した効果的な伐採の実施				
④ 平成 27 年度から始まる伐採に係る事業量等を勘案し、県の支援のあり方（方向性）等について検討します。[県]		県の支援のあり方等の検討	検討結果に沿った支援の実施			
⑤ 森林の状況や路網の整備状況を精査の上、定期的に事業地の採算性判定を実施し、その結果を踏まえて分収造林契約の変更等や効果的な伐採に向けて取り組みます。[出資法人]		採算性判定の実施	判定結果を踏まえた取組の実施			

## 3 公益財団法人 滋賀食肉公社

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおける HACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、県内外からの集畜を進め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 食肉センターでと畜業務を行う株式会社滋賀食肉市場と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。[出資法人]		経営改善策の実施				・ 単年度事業活動収支の黒字化の達成 平成 28 年度 ・ 県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。[県]		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施			

#### 4 株式会社 滋賀食肉市場

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおけるHACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 食肉センターの施設管理運営を行う公益財団法人滋賀食肉公社と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕			経営改善策の実施			・単年度損益の黒字化の達成 平成28年度 ・県の支援のあり方等の決定 平成27年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。 併せて、短期貸付の改善について検討します。〔県〕		研究会設置、県の支援のあり方等の検討		検討結果を踏まえた支援の実施		

#### 5 公益財団法人 滋賀県文化振興事業団

出資法人の基本的な方針						
長年の経験により培った幅広いノウハウを活かすとともに、文化事業や希望が丘文化公園の社会教育事業の専門的人材を活かした事業展開を行い、収益の増加を図ります。併せて、文化事業に取り組む県内のもう1つの出資法人である（公財）びわ湖ホールと、当法人の文化芸術部門との統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 希望が丘文化公園の来園者数の拡大により収益の増加を図ります。〔出資法人〕			開園日、開園時間の拡大等			・希望が丘文化公園の来園者数 平成25年度 834,120人 → 平成30年度930,000人
② 法人の文化芸術部門と（公財）びわ湖ホールとの統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。〔出資法人〕		方針の検討、調整、決定		方針に基づく対応		・出資法人のあり方についての方針の決定 平成27年度
③ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討		検討結果を踏まえた対応		・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成27年度

## 6 滋賀県土地開発公社

出資法人の基本的な方針						
「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」(平成26年3月策定)および第2期中期経営計画(計画期間:平成26年度~平成30年度)に基づき、新名神高速道路用地取得や滋賀竜王工業団地分譲など主要事業を継続するとともに、引き続き長期未利用地の活用の取組や県等からの測量、用地取得等のあっせん事業の受託を推進します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新名神高速道路用地の取得、滋賀竜王工業団地の分譲に取り組み、併せて県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指します。[出資法人]	【新名神】 地図訂正、用地測量・調査		用地交渉			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路用地取得 平成25年度0% → 平成29年度80%</li> <li>・滋賀竜王工業団地分譲 平成30年度までを目途に分譲</li> </ul>
	【竜王】	造成工事	分譲地引渡し	残余地の活用方策の検討		
② 公社所有の長期未利用地について、県が活用方策を公社とともに検討し、早期に買い戻すことにより短期貸付の縮小を目指します。[県]			具体的活用方策の検討 早期買戻しによる短期貸付けの縮小			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画の策定 平成30年度</li> </ul>
④ 次期中期経営計画を策定します。[出資法人]				次期中期経営計画の策定		

## 7 公益財団法人 淡海文化振興財団

出資法人の基本的な方針						
ファンドメニューの多様化、ファンドレイジングの強化により多様な資金調達に取り組み、自主財源の拡充に努めます。また、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直し(事業評価)に取り組み、多様な活動が効果的に展開できる経営を目指します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 民間寄付による基金である「未来ファンドおうみ」のメニューの多様化、賛助会員制度の導入等により、多様な資金調達に取り組みます。[出資法人]	中期経営計画の策定		賛助会員制度導入			<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛助会員数 平成26年度0人 → 平成30年度300人</li> </ul>
			ファンドレイジングの強化			
② 「未来ファンドおうみ」の助成事業、おうみ未来塾のあり方の見直しのほか、人材育成や活動成果の公表等、各種の事業見直しに取り組みます。[出資法人]	中期経営計画の策定		活動成果のインターネットによる公表			<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業および未来塾のあり方見直し</li> <li>・(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会の設置、検討 平成27年度</li> </ul>
			助成事業のあり方見直し	結果の反映		
			未来塾のあり方見直し	結果の反映		
③ (仮称)滋賀県市民活動活性化研究会を設置して多様な主体との協働促進、中間支援組織等の育成・強化を図り、より効率的な事業実施体制を整備します。[県]			(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会の設置	事業展開		

## 8 公益財団法人 びわ湖ホール

出資法人の基本的な方針						
我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場を目指すとともに、県民の誰もが気軽に訪れることができる親しみやすい劇場を目指し、また、劇場等や演奏団体との相互連携、地域における実演芸術の振興、人材の養成・確保、学校教育との連携などに積極的に取り組むことで、利用者の拡大による自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 魅力的な事業を展開し、友の会会員の拡大を図ります。〔出資法人〕		企業訪問の強化・HPの刷新等				・特別会員口数 平成 25 年度 107 口 → 平成 30 年度 160 口以上
② 事業評価等を活用し、自主事業の入場率の拡大を図ります。〔出資法人〕		公演内容の充実、効果的情報発信				・自主事業の入場率 過去 10 年間での平均 79.0% → 毎年度 80 %以上
③ (公財) 滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合(検討中)や他団体等との連携により、それぞれのノウハウやチャンネルなどを活用し、効果的な運営を図ります。〔出資法人〕		舞台芸術振興に向けた幅広い連携の模索				・他団体等連携事業数 平成 25 年度 8 事業 → 毎年度 10 事業以上
		他団体等連携事業の推進				
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
⑤ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

## 9 公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度策定の経営改善計画に基づき、環境教育出前講座や水・環境系学会等との連携事業など ILEC の知名度向上に向けた新規事業を実施するとともに、世界湖沼会議の収支改善を図るなど、財団の効率性や財務状況の改善に努めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 施設運営管理費を縮減します。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		支出の縮減			・運営管理費 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 200 万円以上の縮減
② 専門性を発揮して JICA や県が実施する海外技術協力事業等の受託に努めます。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		受託収入の増加			・受託収入 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 100 万円以上の増収
③ 次期中期経営改革方針を策定し、目標を定めて事業を実施します。〔出資法人〕			次期中期経営改革方針の策定		取組の実施	



10 公益財団法人 滋賀県緑化推進会

出資法人の基本的な方針						
現在、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しています。引き続き、次の方針に基づき運営します。 ①自主・自立性のある経営を維持・継続する。 ②県民等の意向を尊重しつつ、県行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施および個別事業の見直しを行う。 ③公益財団法人として透明性の高い経営を推進する。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① インターネットを活用した募金、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大します。〔出資法人〕			普及・啓発活動等による緑化意識の向上			・緑の募金額 平成 25 年度 44,706 千円 → 毎年度 60,000 千円 ・中期経営計画の策定 平成 30 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

11 公益財団法人 糸賀一雄記念財団

出資法人の基本的な方針						
財団の自主的・主体的な運営に向けた対応として、独自事業、賛助会員の拡大等による自主財源の確保、他団体との連携協力による事務局体制の強化などについて平成 27 年度に経営計画を策定し、平成 28 年度以降取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 30 年度において平成 26 年度より増加
② 若い人や福祉関係以外の人に対する発信力の強化、福祉現場や研究者などにとって魅力的な事業の展開など、表彰事業以外の独自の取組について検討を進め、賛助会員の拡大を図ります。〔出資法人〕			発信力の強化、魅力的な事業の展開			
			賛助会員の拡大			
③ 財団の周知について、SNS の活用等による効果的な情報発信を図ります。また、財団事業の企画・運営について他団体との連携協力体制を整え、効率的な事業展開を図ります。〔出資法人〕			他団体との協体制の構築			
④ 県の呼びかけにより多くの団体・個人からの寄付を得て財団が設立された経緯を踏まえ、財団運営等に対する協力を広く関係者に働きかけるとともに、財団が進める検討や取組に積極的に参画・協力します。〔県〕			出資法人の行う検討等への積極的参加・協力			
			関係者への財団運営等に対する協力の働きかけ			

12 一般財団法人 滋賀県動物保護管理協会

出資法人の基本的な方針						
平成35年度に収容頭数を半減するとの県の目標を踏まえ、今後重要となる終生飼育や災害時のペット同行避難に係る飼養者等への啓発活動に重点をおいた事業を実施することを通じて、賛助会員を拡大するなどし、自主財源の確保を図ります。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成27年度
② 普及啓発活動の拡大 終生飼養、災害時のペット同行避難に係る飼養者への啓発活動を強化し、賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]		賛助会員の募集				・賛助会員数 平成26年度 135 → 平成30年度 180
		方針の決定	普及啓発活動の実施			・啓発活動 平成25年度 29回(災害時ペット同行避難に係る啓発0件) → 平成28年度以降 毎年度延べ80回実施

13 公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

出資法人の基本的な方針						
自主衛生管理に係る啓発事業、金融および経営に通じた職員による経営相談、生活衛生同業組合に対するセンターの専門性を発揮した指導助言等を重点的に行うことを通じて、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図ります。併せて、自主財源の確保策の検討を行います。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成27年度
② 事業者における自主衛生管理を推進するとともに、経営健全化等に係る支援業務を強化し、新規開設者のためのマニュアルの作成や相談・指導業務の充実を図ることを通じて、関係者等による出資の拡大に取り組みます。併せて、自主財源の確保のため、自主事業の拡大について検討します。[出資法人]		出資の拡大のための働きかけ				・県以外の者からの出資の比率 平成26年度 60% → 平成30年度 70%
	理美容、食品事業者のマニュアル作成	クリーニング業のマニュアル作成	旅館業のマニュアル作成			相談・指導業務の充実

#### 14 公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度末に策定する「第三期中期経営計画」(計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度)に基づき、外部資金等の獲得その他の効率的な運用を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 国等の外部資金や補助金、助成金等の積極的な獲得に努め財務基盤の安定を図るとともに、中小企業等の支援に活用します。[出資法人]			支援、申請			・研究開発プロジェクト申請件数 平成 26 年度 6 件 → 平成 27 年度から 平成 30 年度までに 28 件
② 第三期中期経営計画での目標の達成 [出資法人]	第三期中期経営計画の策定		中期経営計画に基づく取組の実施			

#### 15 公益財団法人 滋賀県陶芸の森

出資法人の基本的な方針						
陶芸の森の施設が持つ機能と、これまで培ったノウハウやネットワークを十分活用し、陶芸の森から信楽のまちなかへの人の誘導、世界に向けた情報の発信、次世代の陶芸ファンの育成等を通じて、利用者の拡大等による自主財源等の拡充や事業の効果的な実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 各種イベント誘致、展示会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図ります。[出資法人]			講座やイベントの開催等			・来園者数 平成 25 年度 338,391 人 → 平成 30 年度 35 万人/年  ・中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 次期中期経営計画を策定します。[出資法人]		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			

16 公益社団法人 びわこビジターズビューロー

出資法人の基本的な方針						
滋賀県における「観光交流」の振興を担う中核的組織として、「観光交流を通じて活力ある地域社会の実現を目指す」という基本方針に沿った取組を展開することを通じて、自主財源の拡充と事業の効率的な実施を図るとともに、公益社団法人として透明性の高い経営を推進します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 会費の見直し、広告収入の確保、事業負担金の拡大を図り、自主財源の拡充に取り組みます。〔出資法人〕		会費の見直し、広告募集、事業負担金の拡大				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの広告収入 平成30年度において平成25年度より50%増</li> <li>・会員数 平成30年度において平成25年度より5%増</li> </ul>
② 平成27年度を始期とする中期経営計画に基づき、引き続き民間の意見を取り入れ、経営感覚を活かした運営を行います。〔出資法人〕	中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施 会員同士の連携の強化等				
③ 社団法人として自立的な運営を促すため、観光事業者の自主的、積極的な参画を考慮した効率的な事業展開を支援します。〔県〕		魅力ある事業展開の提案と支援				

17 公益財団法人 滋賀県国際協会

出資法人の基本的な方針						
自主財源の拡充に努めるとともに、事業の見直しや他団体と連携した事業の実施等により、経費節減および効果的な事業の実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画の策定 平成27年度</li> <li>・他の助成団体との連携による事業の実施 平成27年度から開始</li> </ul>
② 民間団体活動促進事業について、自主財源での団体助成に代えて、他の助成団体と連携した効率的な事業を実施するよう見直します。〔出資法人〕		事業の見直し				
③ 他団体との連携や県民ボランティアの参画等を考慮した効果的、効率的な事業展開を支援します。〔県〕		事業の提案、支援の実施				

18 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社

出資法人の基本的な方針						
設立以来、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を行います。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持します。[出資法人]		重度障害者の雇用				・障害者の雇用者数(かっこ内は重度障害者) 平成26年度 31人(21人) → 平成30年度 33人(22人)
② 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力します。[出資法人]		実習や見学の受入れ、講演等の啓発活動の継続				

19 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

出資法人の基本的な方針						
次代を担う優れた農林漁業の人材の確保育成と農用地の利用の効率化および高度化等を推進する活動を、県や関係機関等と連携しつつ、より効果的、効率的に実施します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成27年度 ～ ・参加者負担金等の導入 平成27年度 ～ ・農地中間管理事業に係る、関係機関と連携した効果的、効率的な事業の実施 平成27年度から開始
② 参加者負担金等を導入し、自主財源を拡充します。[出資法人]		参加者負担金等の導入				
③ 就農者等の育成・確保に係る事業について、より効果的な実施に向けて見直しを行います。[出資法人]		事業の見直し	見直し結果の反映			
④ 農地中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施します。[出資法人]		関係機関と連携した事業の実施				

20 一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

出資法人の基本的な方針						
関係機関および会員との連携を一層強化し、国の補助委託事業を活用して各種施策を推進する観点から、運用型基金の活用方策や畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制を検討します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 運用型基金の有効活用方策（補助金制度への変更等）を検討します。〔出資法人〕		有効活用方策の検討		有効活用方策の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用型基金の活用方策の決定 平成28年度</li> <li>・畜産農家に対する指導支援体制の決定 平成28年度</li> </ul>
② 畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制（既存事業の見直し、事務局受託畜産5団体への支援体制の見直し等）を検討します。〔出資法人〕		効果的・効率的な指導支援体制の検討		検討結果の反映		

21 公益財団法人 滋賀県水産振興協会

出資法人の基本的な方針						
県の栽培漁業基本計画に基づき、県および関係団体と連携を密にして、協会施設（琵琶湖栽培漁業センター等）を最大限に活用して稚魚の効果的かつ効率的な生産・放流を行います。また、湖辺の農業者の協力を得た資源添加と放流魚の再生産効果に主眼をおいた事業を推進して、効率的な水産資源の増大に取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定し、これに基づく取組を実施します。〔出資法人〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種苗の効率的生産と余剰種苗の分譲により、自主財源を拡充します。</li> <li>・ 基幹事業であるニゴロブナおよびホンモロコの増殖事業について、県と連携し、水田の活用促進により資源培養の効率化を図ります。</li> <li>・ 再生産効果の高い放流方法を検討し、効率的な再生産の増大を図ります。</li> </ul>		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画の策定 平成27年度</li> <li>・分譲による収入 平成30年度において平成26年度より増加</li> <li>・資源増殖、再生産の効率化</li> </ul>

22 公益財団法人 滋賀県建設技術センター

出資法人の基本的な方針						
公共工事の品質確保等を目的とした法令が改正され(平成26年6月)、適正化指針(平成26年9月閣議決定)では、市町等への積極的な協力、支援や、発注関係事務を適正に実施できるよう外部機関の活用に言及されたところです。また、道路法改正等に伴う「橋梁等点検」が義務付けられ、市町からセンターへの支援要請があることから、センターの体制整備や職員の資質向上を図りつつ、市町への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 橋梁等点検業務や積算等、市町からの受託の拡大を図ります。[出資法人] また、市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図ります。		市町支援業務の充実				<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁等点検業務受託市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町</li> <li>経常収益に占める市町からの積算等の受託収益の割合 平成25年度 14% → 平成30年度 50%以上</li> </ul>
		受講者アンケートの実施	研修への反映、充実			
② 橋梁点検結果の適正な管理に資する橋梁データベースシステムを構築し、市町との情報共有を図ります。[出資法人]		システムの構築		市町との情報共有		<ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者に占める市町職員の割合 平成25年度 25% → 平成30年度 30%以上</li> <li>システム利用市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町 (橋梁点検受託市町のすべて)</li> </ul>
③ 次期中期経営計画を策定します。[出資法人]			次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>中期経営計画の策定 平成28年度</li> </ul>

23 滋賀県道路公社

出資法人の基本的な方針						
琵琶湖大橋有料道路については、現許可における料金徴収期間は平成33年度までですが、財務状況のみで判断すると既に償還が可能な状況にあります。今後の建設有料事業の運営と維持管理について、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の「まとめ」を参考に県として方針を示すこととしており、当該方針を踏まえて対応します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 現在検討を進めている琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針を踏まえて対応します。[出資法人]	琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針決定	琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針の内容を踏まえて対応				

## 24 公益財団法人 滋賀県体育協会

出資法人の基本的な方針						
生涯スポーツの充実と競技力の総合的な向上を図るため、幼児から高齢者までの利用者が満足できる質の高い事業を実施するとともに、県と共に滋賀県競技力向上対策本部の中核として、本県の競技力向上を図ることを通じて、指定管理施設の利用者の拡大や賛助会員の拡大等により自主財源を拡充し、併せて経費削減を進めます。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			・ 中期経営計画の策定 平成27年度
② 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充します。〔出資法人〕		指定管理施設でのスポーツ振興事業等の拡大、見直し				・ 指定管理施設の利用者数 平成25年度 933千人 → 平成30年度 938千人
		賛助会員の募集				・ 賛助会員数 平成25年度 196 → 平成30年度 225
③ 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設の利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕		研修等への職員の積極的参加				・ 維持管理費 平成30年度において平成26年度より縮小
④ 業務の見直しや新電力への移行を行った事業所の検証を行い、さらにLED導入などを検討し、維持管理費の削減を目指します。〔出資法人〕		新電力への移行(1施設)・LED導入検討	委託業務の見直し、共通業務の一括管理の検討			
⑤ 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施します。〔県・出資法人〕	競技力向上基本計画策定、対策本部設置	競技力向上対策本部の運営	選手の育成強化指導体制の充実、拠点の構築等			
		競技力向上推進計画策定				

## 25 公益財団法人 滋賀県文化財保護協会

出資法人の基本的な方針						
これまで培ってきた信頼や人材、ノウハウを活かして、公共事業等に伴う発掘・整理調査の受託による経営の安定や、指定管理施設の利用者の拡大により自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 安土城考古博物館の入館者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、考古と城郭・信長に関する他館にはない魅力のある企画・展示等を実施します。〔出資法人〕		独自性のある企画・展示等の実施				・ 年間入館者数 平成25年度 44,343人 → 平成30年度 5万人
② 次期中期計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期計画の策定	次期中期計画に基づく取組の実施	・ 中期計画の策定 平成29年度



26 公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター

出資法人の基本的な方針						
平成 25 年 2 月に国家公安委員会から適格都道府県センターに認定され、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟をセンターの主導で行う体制が整ったことから、今後とも警察との連携を密にし、暴力団組事務所撤去活動の積極的推進を通じて賛助会員を拡大することで、自主財源の拡充による経営の自立を目指します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定 →	中期経営計画に基づく取組の実施 →			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画の策定 平成 27 年度</li> <li>・賛助会員数 平成 25 年度 249 社 → 平成 30 年度 300 社</li> </ul>
② 事業所等における講習のニーズに対応し、警察と連携した講習の実施等を通じて賛助会員の拡大を図ります。〔出資法人〕			各種事業を通じた賛助会員の募集 →			

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (流域下水道事業)			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

下水道事業については、地方公営企業法上、任意適用とされていますが、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本としているため、本来は企業会計を導入することが望ましく、従来から総務省および国土交通省は法適化を推奨しています。

また、包括外部監査においては、2回にわたり、流域下水道事業に地方公営企業法の適用について指摘を受けています。

さらに、県内市町においては、平成30年度までに大半の市町が法適化を予定しているため、多額の市町負担金を県に納入する関係上、県と市町の双方が法適化することによって真に経営の透明化を確保する必要があります。

以上のことから、平成26年度は、適用にあたって必要となる経費、期間等にかかる情報の収集を行い、基本計画策定を行っているところです。

そうした中で、平成26年8月29日に総務省自治財政局から、将来の法適用義務化を見据えて「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、法適化を強く推進する方向が打ち出されました。さらに、平成27年1月27日に同省から法適化経費を公営企業債の対象とすることが通知され、国の財政支援が強化されました。

これらを受けて、未適用の道府県はそれぞれ、法適化に向けた作業に着手しています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

琵琶湖流域下水道事業執行のより一層の透明性を図り、健全な経営を促進するため公営企業会計に移行します。移行にあたっては、琵琶湖流域下水道各処理区の経営計画期間との整合を図り、できるだけ早期に法適化します。また、法適化後の組織のあり方についても併せて検討します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 新①固定資産調査および評価

資産を適正に減価償却できるよう実地調査を行い、これを評価します。

##### 新②公営企業会計への移行準備

公営企業会計への移行準備として、条例・規則・規程等の策定、開始貸借対照表の作成、初年度予算編成ならびに打切り決算を行います。

##### 新③システム構築

会計システムおよび資産管理システムを構築するとともに、固定資産データの登録を行います。

#### (3) 目標

- ・平成31年度当初の公営企業会計への移行

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本計画策定	情報収集・計画 →				
①固定資産調査 および評価		工事取得財産の実地調査・整理、資産評価 →			
②公営企業会計 への移行準備			条例・規則・規定等作成、予算・決算 →		
③システム構築			システム仕様検討 →	会計・資産システム構築 →	

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 事業課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (公営競技事業)			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

びわこボートレース場は、昭和27年7月の開設以来、平成26年で62年が経過し、この間、約935億円を一般会計に繰り出しています。

売上金の推移は、平成2年度の約518億円をピークに平成25年度は約286億円となり、売上金の減少とともに繰出金が減少し、施設整備基金も枯渇しています。また、平成44年度まで続く新スタンド整備の起債償還が経営を厳しいものとしています。

売上の減少は、景気の低迷やファンの高齢化による来場者の減少などが主な原因です。このため、経費の削減、本場の来場促進、電話投票の拡大、専用場外発売場(BP京都やわた)の開設などを実施してきました。

平成26年度は、経営を安定的に行い、県財政への貢献という公営競技の使命を果たし続けるため、平成27年度から5年間の中期経営計画を策定します。

年度	日数	売上金額(円)		入場者数(人)		一般会計への繰出金(円)		基金残高(円)
		売上金額	前年比	入場者数	前年比	繰出金	前年比	
H1	156	48,520,381,900	121.5	748,759	105.8	3,200,000,000	106.7	8,696,088,924
H2	156	51,827,153,200	106.8	702,845	93.9	4,700,000,000	146.9	10,026,232,924
H3	156	51,426,209,500	99.2	729,733	103.8	4,400,000,000	93.6	12,020,732,484
H4	156	46,473,863,600	90.4	710,672	97.4	3,820,000,000	86.8	13,386,108,484
H5	156	40,667,031,800	87.5	673,062	94.7	3,000,000,000	78.5	13,155,148,539
H21	156	21,188,756,500	72.0	320,557	94.5	10,000,000	50.0	50,999,662
H22	146	24,009,888,600	113.3	282,226	88.0	0	0.0	1,182,268
H23	166	24,421,160,200	101.7	327,466	116.0	10,000,000	皆増	1,185,058
H24	168	23,256,714,300	95.2	302,225	92.3	50,000,000	500.0	1,189,156
H25	174	28,629,153,000	123.1	301,707	99.8	60,000,000	120.0	1,192,174

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

中期経営計画に基づき、①売上の向上、②効率的な開催運営、③施設整備基金への積立、④安全で快適な施設管理、⑤地方公営企業法の適用の5項目を重点プロジェクトとして推進し、経営を安定的に行うことにより一般会計への繰り出しを行い、県財政へ貢献するという公営競技の使命を果たします。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①売上の向上

当场から望む景観の良さや、周辺の名所旧跡などの観光資源等を組み合わせたボート観戦ツアーなどにより来場促進を図りつつ、電話投票に軸足を置いた様々な施策を実施することにより売上を向上させ、収益の確保を図ります。

##### ②効率的な開催運営

外向発売所の整備やコンパクトな発売体制の構築等により、効率的な開催運営を目指します。

##### ③施設整備基金への積立

起債の償還や施設の修繕、不測の事態に備えるため、収益の一部を基金へ積み立てます。

##### ④安全で快適な施設管理

施設や設備の維持管理については、緊急度や老朽度に応じて計画的に対応します。

##### ⑤地方公営企業法の適用

平成30年度からの地方公営企業法の適用に向けて、27年度に基本方針の策定、28年度に資産調査、29年度に例規の整備等、業務を計画的に進めます。

(3) 目標

・平成27年度から30年度の4年間で310,000千円の一般会計繰出金を確保

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中期経営計画の策定	計画策定 →				
①売上の向上 (電話投票)		電話投票売上向上施策の実施 →			
②効率的な開催運営 (専用外向発売所の整備)		実施設計 →	整備工事 →	開設	
③施設整備基金への積立	積立	積立			積立
④安全で快適な施設管理		計画的な施設管理の実施 →			
⑤地方公営企業法の適用		基本方針の決定 →	資産調査・評価 →	会計システム構築・例規整備等 →	適用

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	企業庁 総務課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (工業用水道事業・水道用水供給事業)			

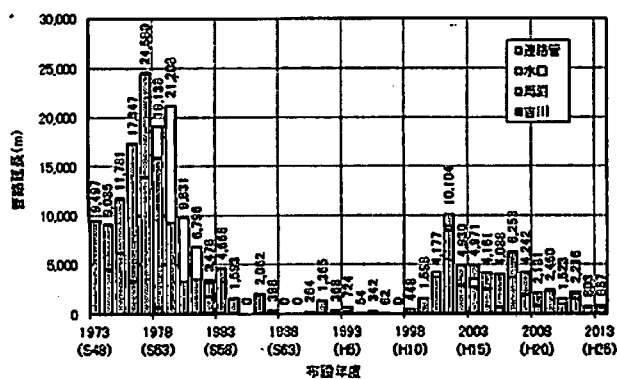
### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

企業庁は、平成23年に水道用水供給事業の事業を統合し、4浄水場の24時間運転管理を吉川浄水場に集中して実施するとともに、水道ビジョンと経営計画を策定し、組織のスリム化、動力費などの維持管理コストや支払利息の削減など、経営基盤の強化に取り組んでいます。

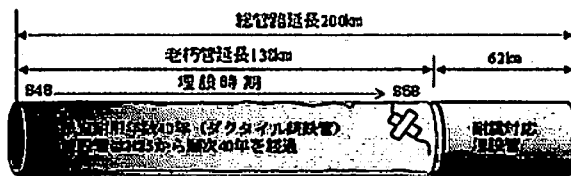
吉川浄水場に地震による液状化で甚大な被害が危惧されるほか、経済成長期に整備を行った水道施設の老朽化が進んでおり、水需要が減少する中、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するために必要な財源を確保することが課題となっています。

現在、アセットマネジメントの手法により、財政収支計画等を踏まえた長期施設整備計画（以下「アセットマネジメント計画」という。）の策定を進めています。水道事業運営を持続可能とするためには、将来にわたって経営基盤の健全性を維持する必要があります。

■既設管路布設年度別表(水道用水供給事業)



■管路の耐震化



平成25年度 水道用水管路耐震化率 30.7%

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

アセットマネジメント計画に基づき、適正な財源の裏付けを有する効果的、計画的な投資を行うことで、水道施設全体のライフサイクルコストを低減し、将来にわたって施設・財政両面で健全性を維持します。信頼性の高い事業運営を持続し、より安全・安心な水道を次世代に継承します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 計画的な事業運営と進行管理

「滋賀県企業庁水道ビジョン」を事業運営の指針とし、実施計画である経営計画(H23～H27)に基づいて事業を推進します。また、長期施設整備計画と整合する次期経営計画(H28～H32)を策定し、具体的な到達点や定量的な目標を設定します。

期中および期末に、課題の整理、分析・評価、対応策を検討、必要な見直しを行い、PDCAサイクルによる目標管理を徹底します。

##### ② 適切な維持管理と効果的な施設整備の推進

###### (ア) 適切な維持管理の推進

設備保全システムと管路管理システム等を活用し、点検・整備等の維持管理を適切に実施し、長寿命化を図ることで、トータルコストを削減し、併せて危機管理体制を強化します。

###### (イ) 効率的・効果的な施設整備の推進

重要度、優先度、投資の平準化を踏まえた長期施設整備計画に基づき、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するため、液状化が危惧される吉川浄水場は水道用水浄水施設の半系統の新設に着手します。水道サービスの持続に不可欠な整備を行うことで、水質管理の強化も実現し、安全・安心な水道を次の世代に引き継ぎます。

### ③経営基盤の強化

省エネ計画に基づくエネルギー削減の取組や、委託業務の拡充、また企業債充当率の見直しなど、経費削減、一層の合理化に努め、経営基盤の強化を図ります。

給水量の減少が避けられない中、将来において事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策を検討します。検討にあたっては、受水市町、受水企業と十分な意見交換を行うなど、関係機関と調整を図りながら進めます。

### (3) 目標

- ・アセットマネジメント計画の策定 平成 27 年度
- ・耐震対策事業の実施  
平成 29 年度 吉川浄水場新設(耐震)工事着工(平成 32 年度完了)
- ・水道用水管路耐震化率  
平成 26 年度 31.3% → 平成 30 年度 35.0%

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール



取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①計画的な事業運営と進行管理	計画的な事業の実施と評価・見直し	PDCAサイクルによる目標管理			
		アセットマネジメント計画策定 次期経営計画策定	↑		
②(ア)適切な維持管理の推進	システムの活用による維持管理	計画的な予防保全工事(→長寿命化)			
②(イ)効率的・効果的な施設整備の推進	アセットマネジメント計画検討	アセットマネジメント計画策定	計画的な耐震対策・管路更新事業の実施		
③経営基盤の強化		経費削減、合理化等の取組			
	(水道用水供給事業)平成 28 年料金改定協議	受水市町との協議	料金体系の適正化の検討	受水市町・企業との調整	

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	病院事業庁 経営管理課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (病院事業)			
<b>1. 現状、課題、これまでの取組状況</b>				
<p>滋賀県病院事業は、平成 18 年 4 月に地方公営企業法を全部適用するとともに、中期計画を策定し病院改革に取り組んでいます。</p> <p>現在は第 3 次中期計画に基づき、高度医療・全県型医療等の推進および経営基盤の強化に取り組んでいるところであり、平成 26 年度には、成人病センターの新病棟の建設に着手し、また平成 24 年度および平成 25 年度決算において、経常収支の黒字化を達成しました。</p> <p>しかしながら、経営環境は依然として厳しく、今後、国においては医療制度改革も進められます。このような状況のもと、国の動向に適切に対応し、高度専門医療や全県型医療等の推進など県立病院としての役割を果たすとともに、中長期的な経営基盤の確立を図る必要があります。</p>				
<b>2. 計画期間中における取組</b>				
<b>(1) 基本的な考え方</b>				
<p>病院機能の強化により高度医療・全県型医療等を推進するとともに、経営基盤の強化を図ります。</p> <p>国の医療制度改革等の動向に適切に対処するとともに、2025 年問題に対する取組を強化するため、県立病院の機能のあり方および地方独立行政法人化を含め運営形態の見直しについて検討します。</p>				
<b>(2) 具体的な取組内容</b>				
<b>① 第 3 次中期計画に基づく取組の推進</b>				
<p>平成 26 年度は 5 か年にわたる第 3 次中期計画の中間年にあたることから、県立病院を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、次に掲げる事項を採り入れて中期計画の見直しを行い、取組内容のさらなる強化、拡充を図り、以降、計画に基づく取組を確実に推進してきます。</p>				
<b>(ア) 高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化</b>				
<p>2025 年を見据え、県民の誰もが望ましい健康を得られるよう、高度医療の提供および全県型医療等のさらなる展開に向けて病院機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院機能再構築とセンター改築事業の実施</li> <li>・全県型遠隔病理診断ネットワークの構築</li> <li>・聴覚・コミュニケーション医療センター構想の推進</li> <li>・小児保健医療センター将来構想の検討 等</li> </ul>				
<b>(イ) 安定的な経営基盤の構築に向けた収支の改善</b>				
<p>バランススコアカード(BSC)を活用して、医療の質を高めつつ経営改善に取り組み、安定的な経営基盤に立った自主・自律の病院経営を推進します。</p>				
<b>(主な取組)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的なベッドコントロールと退院調整の円滑化による適時適切な入院の受け入れ</li> <li>・新たな施設基準の取得、診療報酬の的確な請求</li> <li>・医薬品の共同購入や診療材料の費用の抑制、委託事業の見直し 等</li> </ul>				
<b>【新】② 県立病院のあり方検討および第 4 次中期計画の策定・取組の推進</b>				
<p>地方公営企業法の「全部適用+ (プラス) ※」の導入による効果・実績を分析し、国の医療制度改革や公立病院改革の動向・他の自治体における地方独立行政法人化の状況も踏まえ、県立病院に求められる役割を今後も果たすことができるように、県立病院のあり方について検討して、次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく取組を推進します。</p>				
<p>※「全部適用+ (プラス)」とは、地方独立行政法人制度の長所である中期目標・中期計画の策定による目標管理、外部評価制度の導入や積極的な情報公開を取り入れた滋賀県独自の全部適用方式</p>				

**(3) 目標**

- ・第3次県立病院中期計画目標の達成
- ・第4次県立病院中期計画の策定（平成28年度中）および計画目標の達成

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①第3次中期計画に基づく取組の推進	中間見直し	見直し後の第3次中期計画に基づく取組の推進			
②県立病院のあり方検討および第4次中期計画の策定・取組の推進		県立病院のあり方検討	第4次中期計画の策定	第4次中期計画に基づく取組の推進	



取組項目	経営方針 3 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①建築物におけるファシリティマネジメントの推進		

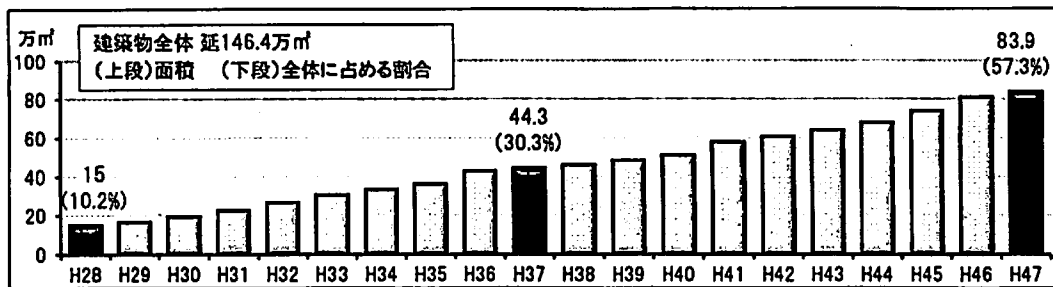
### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

公の施設については、平成 17 年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきました。また、県立高等学校についても、平成 24 年 12 月に策定した「県立高等学校再編計画」に基づく取組を進めています。

こうした取組により、公の施設については、量的な見直しが一定進みましたが、一方、庁舎や学校も含めた県有建築物の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の新たな課題となっています。

このため、平成 26 年 5 月に「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進しています。

建築後 50 年以上の建物の面積の状況(見込)



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

「県有施設利活用基本指針」に基づき、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱としたファシリティマネジメントの取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減・平準化を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①施設総量の適正化

人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズの変化を踏まえ、施設総量の適正化を図るため、平成 26 年度に実施した「施設評価」に基づき、施設の廃止、統合等に向けた検討や関係機関等との調整を進めます。

##### 新②施設の長寿命化

平成 26 年度に策定した「長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設において、「長期保全計画(計画期間 30 年)」を順次策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することにより、建物の使用期間の延伸を図ります。

また、「施設点検マニュアル」に基づく施設の点検を定期的を実施し、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

##### 新③施設の計画的な更新

長寿命化対策を講じない施設については、将来の財政状況の見通しも踏まえながら全庁的に更新事業の実施時期の調整(優先順位付け)を行った上で「更新計画」として取りまとめ、更新経費の平準化と計画的な事業推進を図ります。

#### (3) 目標

- ・施設評価の実施による施設総量の適正化
- ・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率  
平成 26 年度 0% → 平成 29 年度 100%
- ・「更新計画」の策定 平成 27 年度

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施設総量の適正化	「施設評価」の実施	施設評価結果に基づき廃止・統合等の検討・調整			
		→			
②施設の長寿命化	県有施設長寿命化ガイドラインの策定	長期保全計画の策定(第1次・第2次)	予防保全の実施		
		→	→		
	施設点検マニュアルの策定	長期保全計画の策定(第3次)	予防保全の実施		
		→	→		
	長期保全計画の策定(第4次)		予防保全の実施		
	→		→		
施設点検マニュアルに基づく点検実施		→			
③施設の計画的な更新	全庁的な対応方針の検討	更新対象施設の全庁的な実施時期の調整	更新計画の見直し		
		更新計画の策定	計画的な更新の実施		
		→			

取組項目	経営方針3	(3)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課 森林保全課 農政水産部 耕地課 農村振興課 土木交通部 道路課 砂防課 都市計画課 住宅課 流域政策局 企業庁 総務課
	②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

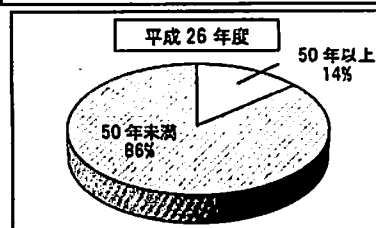
#### ①道路施設

##### 【橋梁】

15m以上の橋梁のうち建設後50年経過の橋梁は全体の約14%ですが、20年後には全体の約55%となり、橋梁の高齢化が急速に進行します。

増大が見込まれる修繕コスト削減のため、劣化や損傷が顕在化する前に計画的・効率的に修繕する予防保全の考え方にに基づき、「橋梁長寿命化修繕計画」(対象：15m以上の橋梁)を平成23年度に策定し、補修対策を開始しています。

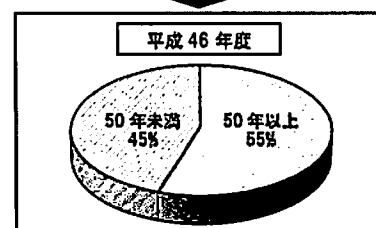
建設後50年を経過する橋梁(15m以上)



##### 【トンネル】

平成18年度より本体の点検を実施していましたが、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故も踏まえ、緊急点検を実施し、不具合箇所への対応にも取り組んでいます。

また、平成26年度より定期点検が義務化されたことから、5年に1回の定期点検を行っています。



##### 【その他道路施設等】

舗装路面については利用者の安全性確保や沿道住民に対する騒音対策など多種・多様化する性能が求められることや舗装修繕に係わる技術的事項の新たな指針の発刊も踏まえ、平成25年度に「滋賀県舗装補修ガイドライン(案)」を策定しています。

また、道路照明灯、標識は、第三者被害が予想される構造物は平成25年度に全国一斉に点検済みで、適宜必要な修繕を実施しています。大型カルバート、シェッド類、横断歩道橋、門型標識等は平成26年度からの定期点検の義務化に伴い、適宜必要な修繕を実施しています。

#### ②砂防関係施設

本県の砂防関係施設は、古くは明治11年から施設整備がなされ、高度成長期初期の昭和30年を境に急速に整備が進み、それ以降、集中的に施設の建設が続けられてきました。

砂防関係施設(砂防えん堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設)は約5,200箇所にもなりますが、建設後50年以上の施設は、20年後には50%以上となり、老朽化の進行で補修や改築等の費用増が予想され、持続可能なメンテナンスサイクル構築に向けた取組が必要となっています。

全施設を対象とした詳細な点検・診断が困難な中、施設の安全性を落とさないよう、点検の管理基準を確保した上で、いかにして点検・診断を実施するかという点が課題となっています。

なお、国からの要請もあり、砂防関係施設の老朽化状況を把握するため緊急点検を実施しています。

#### ③公園施設

県営都市公園は、6箇所あり、管理面積は計274haに及んでいます。うち4公園が開設後20年を超え、施設の高齢化が進行しており、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法による取組が必要となっています。

このことから適切な維持補修等の予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行うため、平成24年に国で改訂された「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、平成25年度に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

公園名	開設時期	面積(現在)	備考
尾花川公園	昭和29年	1.05ha	開設当初 0.3ha
びわこ文化公園(文化ゾーン)	昭和55年	43.20ha	開設当初 3.5ha
奥びわスポーツの森	昭和62年	21.30ha	開設当初 12.3ha
湖岸緑地	昭和55年	154.03ha	開設当初 30.3ha
春日山公園	平成13年	23.40ha	開設当初 7.4ha
びわこ地球市民の森	平成14年	30.98ha	開設当初 4.4ha

#### ④県営住宅

昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、平成に入ってからでも建替等で毎年度一定の建設がありますが、建設戸数は年々減少しています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、法定耐用年数経過の建物が10年後には約13%となり、20年後には約15%に増加する見込みです。

平成17年度策定の「滋賀県営住宅ストック活用計画」と平成23年度策定の「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、県営住宅の建替事業等公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっています。

#### ⑤河川管理施設

高度成長期以降に整備した河川管理施設（樋門、可動堰等）は、建設から数十年が経ち、急速に老朽化する時期を迎えています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、建設後40年以上の施設が11年後には約29%程度となり、20年後には約60%弱へと増加する見込みです。これら河川管理施設については、老朽化の進行に伴い、補修や更新等の維持管理費用の増大、設置年度や構造形式等の施設諸元、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在していることから施設の詳細な調査の実施が喫緊の課題となっています。

これまで平成19年度に土木事務所管内毎に河川維持管理計画（案）を作成し、これに基づき河川巡視点検を実施し、河川管理施設や河道を適正な状態に保つため必要な維持管理を行ってきましたが、平成25年度には河川法が改正され、河川管理者は河川管理施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化され、これまで以上に維持管理の重要性が増しています。

#### ⑥港湾施設

昭和47年から平成9年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備された施設（彦根港、長浜港、竹生島港）や総合開発事業に併せて整備された施設（大津港）が主なもので、現状のまま推移した場合、施設全体のうち、築50年以上の施設が10年後に約10%程度、20年後に約50%程度へと増加する見込みです。

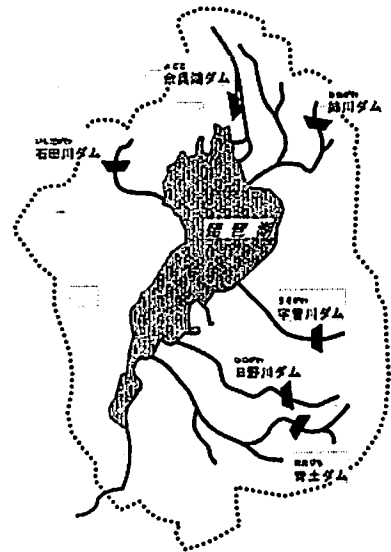
これまで県管理の4港湾（大津港、彦根港、長浜港、竹生島港）については、平成19年度の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づき、平成23年と24年に港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設について維持管理計画を策定しましたが、施設の老朽化が進む中、港湾施設全体の適正な維持管理の実施が重要な課題となっています。

#### ⑦ダム施設

治水を主目的とするダム6か所の中には設置後50年以上経過のダムもありますが、今後も長期にわたり適正な管理運用を行う必要があります。

これまでは故障・不具合が発生後に対症療法的な対応をしてきましたが、限られた予算の中、施設を長寿命化するためには、予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うことが重要です。

このため、限られた予算を効果的・効率的に投入し、ライフサイクルコストを意識した管理に努めるため、平成25年度から3か年の計画で「ダム長寿命化計画」を策定していくこととしています。



名称	型式	目的	運用開始	経過年数
余呉湖	自然湖	F・N	昭和35年1月	55年
日野川ダム	グラベルフィル	F・N	昭和41年4月	49年
石田川ダム	ロックフィル	F・N	昭和45年4月	45年
宇曾川ダム	ロックフィル	F・N	昭和55年4月	35年
野土ダム	ロックフィル	F・N・W・I	昭和63年4月	27年
姉川ダム	重力式コンクリート	F・N	平成14年4月	13年

※「F」洪水調節、「N」不特定利水、「W」上水道供給、「I」工業用水道供給

#### ⑧農業水利施設等

農業水利施設等は、琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に30年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行しています。

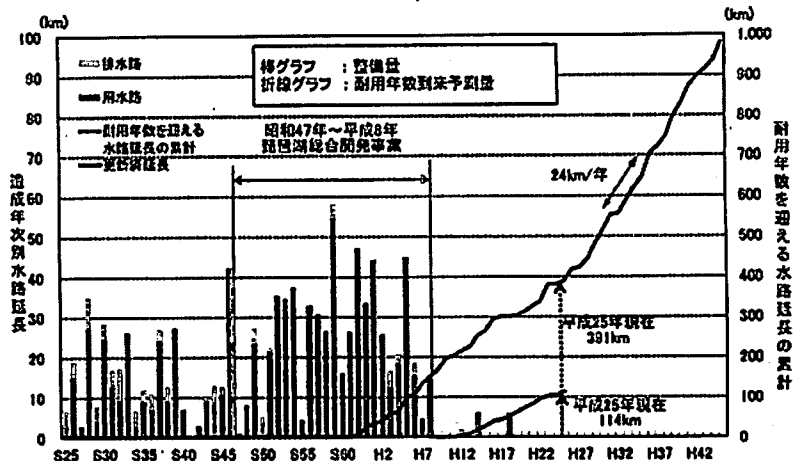
こうした状況は、維持管理や重大事故の発生リスク等を増加させ、農業の安定経営だけでなく、道

路に埋設した送水管の破裂等により県民生活にも影響を及ぼすことが懸念されます。

### 【農業水利施設】

平成 21 年 3 月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成 26 年 3 月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」（県・市町・土地改良区等で構成）で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」（10 年間の計画）が策定されました。

中長期計画は、施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を基に施設管理者が作成された地区中長期計画等を集計し、県全域の計画として取りまとめたもので、今後、この計画に基づく施設の保全更新対策の着実な実施が求められています。



### 【農業用ダムおよびため池】

平成 25 年度から点検調査による老朽度等の確認を進めており、今後、その結果をもとに施設管理者等と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策を講じる必要があります。

### 【農道(橋梁)】

平成 23 年度から簡易点検・調査を実施しています。今後、この結果をもとに、施設管理者である市町と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策に着手する必要があります。

### 【地すべり防止施設】

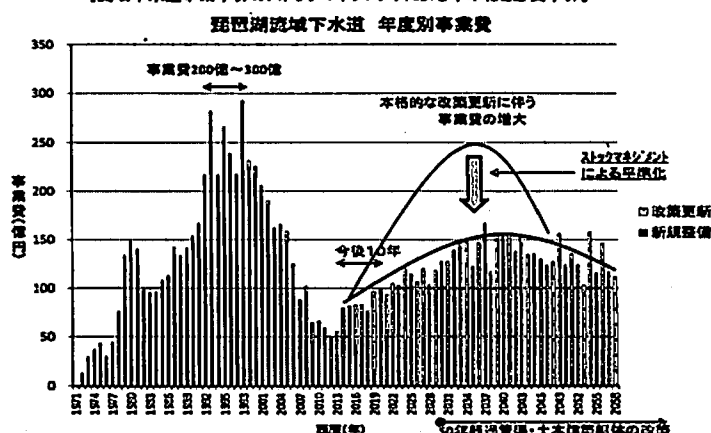
地すべり防止区域に指定されている雄琴地区および上仰木地区において、地すべり等防止法に基づき、防止工事の施工や防止区域の管理を行う必要があります。

### ⑨流域下水道施設

琵琶湖などの公共用水域の水質保全を目的とし、昭和 46 年に「琵琶湖周辺域下水道基本計画」を策定し、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区からなる琵琶湖流域下水道として整備を進めてきた結果、平成 25 年度末の下水道普及率は 87.9%（全国 7 位）となっています。

一方、これまでの施設整備の結果、膨大な下水道ストックを保有することとなりましたが、これらは年々劣化し、今後、修繕・改築に係るコストが増大するとともに、災害発生時には機能不全に陥る可能性もあるため、下水道ストックのより適正な管理を目指すため、平成 18 年度からストックマネジメントに着手し、平成 21 年 7 月に「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」およびこれに基づく「中長期再構築計画」を策定しました。今後、一層の改築更新に伴う事業費の平準化に向けた取組が重要な課題となっています。

【流域下水道事業予算のストックマネジメントによる平準化と必要予算】



### ⑩治山施設

治山施設は、溪間工などが昭和 20 年頃から毎年一定数施工していますが、これらのうち建設後 50 年を超える施設は平成 40 年代以降に増加する見込みです。

現在、約 75%程度が点検完了済み（鋼製構造物は平成 23 年度に全施設点検済み）で、今後、残る施設の点検実施を予定しています。全治山施設の状態を把握のうえ、施設ごとにランク付け等の分類分けを行い、長寿命化計画を策定し、対策に取り組む必要があります。

### ⑪林道施設

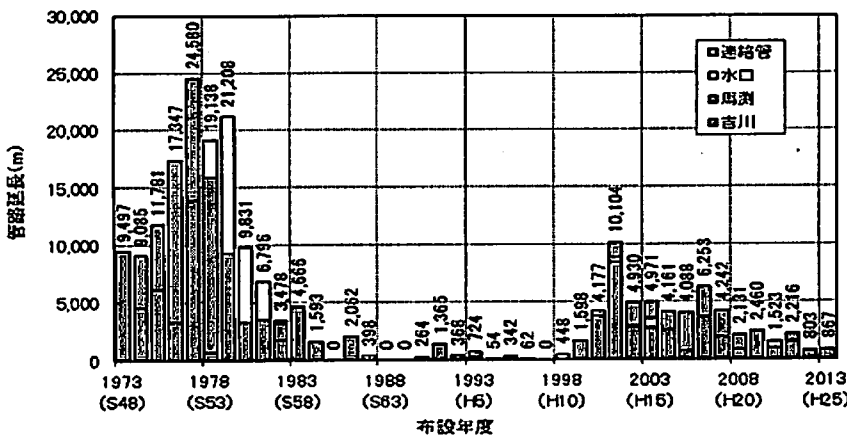
国が示すインフラ長寿命化計画では、林道分野における長寿命化対象施設は「橋梁」、「トンネル」、「その他重要な施設」と規定されているところですが、現在県が管理する林道において該当する施設はありません。しかし、重要な施設に対する長寿命化も含めた管理方針を策定する必要があります。

### ⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

管路の多くは、法定耐用年数(40年)が到来しますが、これらの更新費用は多額となり、事業執行に長期間を要することが見込まれています。また、吉川浄水場の液状化対策やその他浄水場等の耐震対策、電気・機械設備更新の事業費も多額となることを見込まれています。

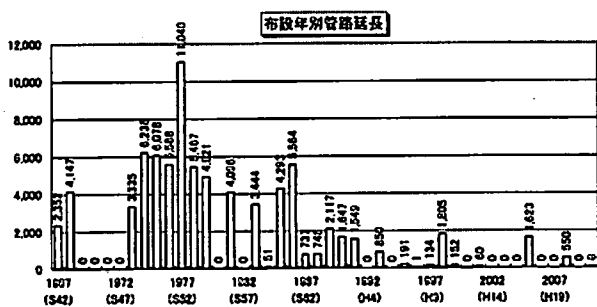
そこで、平成 21 年度から管路や施設の調査、更新計画の策定等を実施し、これらの計画を事業の平準化や水需要に応じた規模の適正化等を考慮して取りまとめ、今後の健全経営を維持しながら老朽化対策事業を円滑に執行することを目的として、アセットマネジメントの手法を用いて約 40 年間の長期施設整備計画（以下「アセットマネジメント計画」という）を策定することとしました。

■既設管路布設年度別表(水道用水)

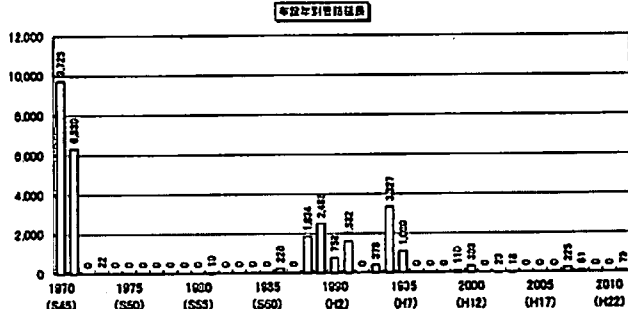


\*S48～S58に初期の設備投資が集中  
\*H10以降は送水幹線や連絡管の整備など、第一次拡張事業を実施

■既設管路布設年度別表(工水:南部)



■既設管路布設年度別表(工水:彦根)



## 2. 計画期間中における取組

### (1) 基本的な考え方

道路、下水道、農業水利施設等のインフラ施設の中には、昭和47年から始まった琵琶湖総合開発事業により集中的に整備されたものも多くあり、老朽化が進んでいることから、これまでから各施設所管課において、アセットマネジメントやストックマネジメントの取組が進められてきました。

施設によって状況や課題が異なることから、それぞれの施設の状況に応じて、長寿命化や更新等に係る対策を計画的、効率的に進めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ①道路施設

##### 【橋梁】

点検結果に基づく「橋梁の健全度」や、対外的な影響等を考慮した「橋梁の重要度」を勘案のうえ、対策の優先度を決定し、計画的な補修対策を引き続き実施します。

今後は 15m 以下の橋梁についても長寿命化計画を策定し、補修対策を実施します。

## 【トンネル】

日常点検や定期点検により、本体工の変状および附属物の破損状況を早期に発見し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を得ることとします。また、利用者被害の可能性のある状態に対し応急措置を講じ、必要に応じて詳細・追跡調査、対策の必要性を判定し、適宜必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

## 【その他道路施設等】

舗装は、平成 25 年度策定の舗装補修ガイドライン案に基づき、舗装修繕計画を平成 26 年度に策定し、平成 27 年度以降計画に基づき修繕工事を進めます。その他の道路施設等も日常点検や定期点検により、適時必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

## ②砂防関係施設

施設点検結果をもとに、施設の健全度、施設の重要度等を整理したうえで、国の「砂防関係施設の長寿命化策定ガイドライン（案）」等に沿って、砂防関係施設が長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的とした維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施するための長寿命化計画を策定し、計画的に施設の修繕、改築、更新を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

## ③公園施設

公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行い、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法で事業を進めます。なお、公園施設長寿命化計画は、10 年間の計画期間で策定していますが、5 年毎に見直していきます。

## ④県営住宅

県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを確保していくため、建替事業、ストック改善事業等を効率的・効果的に行います。

両計画は、社会情勢や県民ニーズを踏まえ、平成 27 年度に見直しを行い、見直し後の計画に基づき建替事業およびストック改善事業を進めます。

## ⑤河川管理施設

河川管理施設の調査を行い、施設の健全度等長寿命化に必要な情報の収集と評価を行います。

これらの結果に基づき河川管理施設長寿命化計画を策定し、予防保全型維持管理を含めた適切かつ戦略的な維持管理・更新（(7)施設の点検、(4)施設の補修、(9)施設の計画的な更新）に取り組み、中長期的なトータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

## ⑥港湾施設

港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設については、維持管理計画を策定しています。その他の維持管理計画を策定していない港湾施設について、現状の調査と評価を行い、策定済みの維持管理計画への追加など計画の見直しを行うことで港湾施設の総合的な維持管理計画を策定します。この計画に基づき、港湾施設の適切な維持管理に取り組み、トータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

## ⑦ダム施設

長期にわたり維持管理・運用を行うダム施設の適正な管理のため、従来の対処療法的な対応から予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うため、ダム長寿命化計画を策定します。計画を策定したダムから、計画に基づく改修・更新を実施します。

まず、ダムの現状について総合点検を実施し、それをもとにダム長寿命化計画を策定します。既に平成 25 年度に「日野川ダム」「宇曾川ダム」の計画を策定しており、平成 26 年度に「石田川ダム」「姉川ダム」の計画を策定し、平成 27 年度には「余呉湖ダム」「青土ダム」の計画を策定します。

そのうえで、平成 27 年度に 6 ダムの長寿命化計画を取りまとめて、予算を平準化し、より効率的効果的な運用ができるよう「滋賀県治水ダム長寿命化計画」を策定します。

長寿命化計画を策定したダムについては、計画に基づく予防保全的改修・更新を実施します。

**⑧農業水利施設等**

農業水利施設については、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会で策定された農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき、保全更新対策を実施します。

農業用ダムおよびため池、農道橋については、点検調査等の結果に基づき、市町等の施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を行い、適時適切な対策を実施します。

地すべり防止区域の管理を適正に行いつつ、地すべり状況等に応じた適時適切な対策を実施します。

**⑨流域下水道施設**

「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」に基づき策定した「中長期再構築計画」について、策定時以降の点検・調査の結果の反映や対象施設の再整理を行い、見直しを実施します。

引き続き施設データの精度を向上させると共に、施設の健全度の再評価、改築更新の優先度見直し等を継続的に行います。

**⑩治山施設**

施設のランク付け（重要度、アクセスのしやすさ等）を行い、平成 27 年度策定予定の「長寿命化計画」に基づき、長寿命化対象施設において高ランクの箇所から計画的に点検および修繕を行います。

**⑪林道施設**

現在の県管理路線には、橋梁等の長寿命化対策が必要な重要施設はありませんが、今後、重要施設を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定します。長寿命化の対象施設については、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととします。

**⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設**

アセットマネジメント計画に基づき、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、資金確保策を進めるとともに、施設の重要度、更新の優先度を踏まえた更新投資の平準化を図ります。

**(3)目標**

・個別施設計画の策定 平成25年度 9計画 → 平成30年度 34計画

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

**①道路施設**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
橋梁の長寿命化 (15m以上)		長寿命化修繕計画に基づく修繕・定期点検			
橋梁の長寿命化 (2～15m)			定期点検		
		長寿命化修繕計画の策定(2～15m)			
舗装の維持管理	舗裝修繕計画の策定			舗裝修繕計画に基づく修繕	
トンネル等の主要構造物の維持管理		定期点検、適時必要な修繕を実施			

**②砂防関係施設**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	施設点検・取りまとめ、管理・対策レベルの整理等				
		砂防関係施設長寿命化計画の策定等			



③公園施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画に基づく対策の実施	公園施設長寿命化計画に基づく施設の補修や改築の実施				
	→				

④県営住宅

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の計画的な建替、維持管理等	県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業	→			
		県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し	見直し後の計画に基づく建替事業、ストック改善事業の実施		
→					

⑤河川管理施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	河川管理施設の現状調査および評価		河川管理施設長寿命化計画の策定		計画に基づく維持管理の着手
	→		→		→

⑥港湾施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
維持管理計画の策定等	港湾施設の現状調査および評価		港湾施設の維持管理計画の見直し		計画に基づく維持管理の着手
	→		→		→

⑦ダム施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	石田川ダム、姉川ダム長寿命化計画策定	日野川ダム、宇曾川ダムの改修・更新			
		→			
		石田川ダム、姉川ダムの改修・更新			
		→			
		余呉湖ダム、青土ダム長寿命化計画策定	余呉湖ダム、青土ダムの改修・更新		
			→		
		滋賀県治水ダム長寿命化計画策定			

⑧農業水利施設等

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農業水利施設の長寿命化		農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づく保全更新対策の実施 施設の監視、定期的な施設の機能診断の実施			
農業用ダムおよびため池、農道橋の補修・補強等		点検調査等の実施 点検調査結果に基づく補修・補強等の安全対策の実施			
地すべり防止対策		地すべり防止区域の適正な管理、状況等に応じた適切な対策の実施			

⑨流域下水道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中長期再構築計画の見直し等		点検や調査結果等の反映			
		対象施設の見直し			
			中長期再構築計画の見直し		
				継続的な計画の見直し	

⑩治山施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	全治山施設の調査完了	長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑪林道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等		長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アセットマネジメント計画の策定等		アセットマネジメント計画の策定	計画的な施設の更新等		

取組項目	経営方針 3	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

現在、県有施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、財政上および施設管理上の重要な課題となっています。

こうした中、橋梁や下水道、農業水利施設等のインフラ施設では、「アセットマネジメント」の手法により長寿命化対策等を進めているほか、庁舎や学校等の建築物においても、平成26年5月に「県有施設利活用基本指針」を策定し、財政負担の縮減および平準化の観点から、施設総量の適正化や施設の長寿命化等の取組を推進しています。

また、建築物、インフラ施設、公営企業所管施設を含めた全ての施設を対象に、長期的な観点から更新・統廃合・長寿命化等の対応方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた検討も進めています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

全ての施設を対象に、今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの対応方針を長期的な観点から定める「公共施設等総合管理計画」を関係部局による横断的な検討体制のもとで策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 新①公共施設等総合管理計画の策定

平成27年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的かつ全庁的な観点から老朽化対策を推進するとともに、公共施設等の計画的な管理を行います。

##### 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等の現状および将来見通し
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
  - (1) 現状や課題に関する基本認識
  - (2) 所管施設に係る管理に関する基本方針
    - ①点検・診断等の実施方針
    - ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
    - ③安全確保の実施方針
    - ④耐震化の実施方針
    - ⑤長寿命化の実施方針
    - ⑥統廃合や廃止の推進方針
    - ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
4. 計画の推進にあたって

##### 拡②個別施設計画の策定

施設分野ごとの個別施設計画を策定し、ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの取組を推進することにより、財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進します。

#### (3) 目標

- ・公共施設等総合管理計画の策定 平成27年度
- ・個別施設計画の策定 平成25年度 9計画 → 平成30年度 34計画

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①公共施設等総合管理計画の策定	計画策定に係る検討・作業	公共施設等総合管理計画の策定		計画の進行管理	
②個別施設計画の策定	施設分野ごとに「個別施設計画」の策定・検討等				

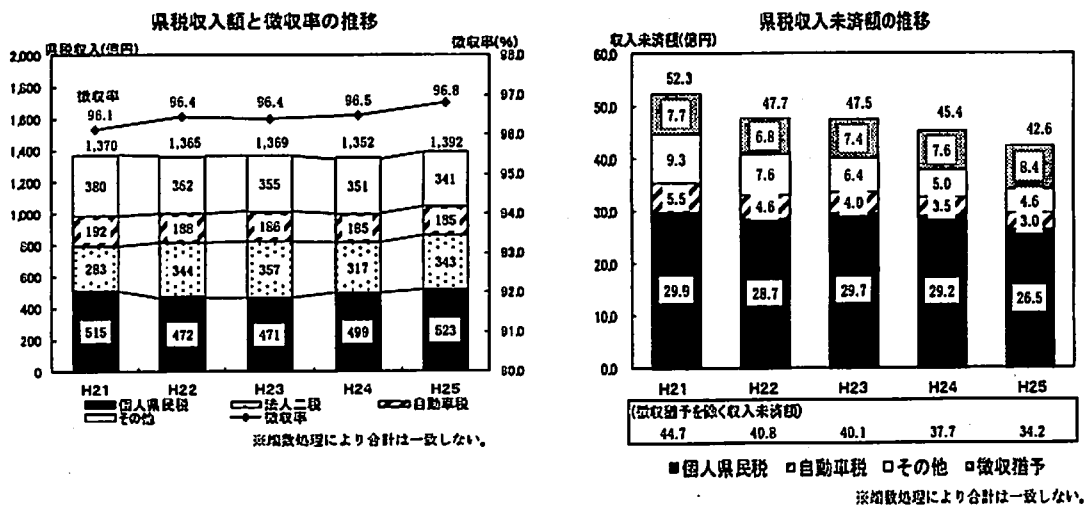
取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	①県税収入の安定確保等			総務部 税政課

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成 26 年度に策定する「滋賀県産業振興ビジョン」に基づく施策を効果的かつ着実に推進し、地域経済の活性化とともに雇用の維持・拡大を図ることにより、県税の確保に努めていく必要があります。

一方、県税の収入未済額（地方税法で認められた徴収猶予額を除く。）については、平成 24 年度から 5 年間で 6 億円以上、毎年度 1.2 億円以上の縮減ができるよう、徹底した滞納処分や市町との連携に取り組んでおり、この結果、収入未済額の大部分を占める個人県民税については平成 24 年度から減少傾向にあるほか、自動車税を含む他の県税についても、縮減が図られてきています。

税外未収金については、職員のスキルアップや意識改革を進めるための研修会等を開催するとともに、未収金の所管所属からの相談や協議に応じる体制を整え、未収金対策の標準的な判断基準、事務処理マニュアルである「ガイドライン」を策定したほか、平成 24 年度から 26 年度を集中整理期間と位置づけ、法的措置を前提とした徴収業務を一元化して行う「税外未収金の共同管理」を実施し、滞納整理に取り組みました。



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県財政の根幹をなす県税収入の安定確保に向けて、地域経済の活性化等の推進により県税の増収に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実施、さらには市町と県の連携強化等により、収入未済額の縮減に取り組むほか、税外未収金対策についても、着実に推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造

「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官金民の連携により、「水・エネルギー・環境」「医療・健康・福祉」「高度モノづくり」「ふるさと魅力向上」「商い・おもてなし」の 5 つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組むとともに、重要な役割を担う中小企業の「技術力」「サービス・販売力」「発信・連携力」の強化を図ります。

また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や創業の促進を図ります。

##### ② 県税の収入未済額の縮減

市町とのさらなる連携強化や、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施により、平成 24 年度からの数値目標を踏まえ引き続き縮減に取り組むとともに、平成 29 年度からは取組成果を検証の上、新たな数値目標を設定し縮減に取り組めます。

##### ③ 税外未収金対策の推進

任意の返済に応じない債務者に対する訴訟、強制執行等の法的措置を実施するとともに、一括返済が困難な債務者に対しては、生活状況等を確認したうえで、分納計画の承認と履行状況の管理を行います。

また、適切な債権管理を切れ目なく行うため、新任の未収金担当職員を対象とした研修を行います。

**(3) 目標**

- ・ 成長産業、地域の魅力創造産業、地域密着産業の振興による地域経済の活性化、雇用の維持・拡大
- ・ 県税収入未済額（徴収猶予額を除く）  
 平成 23 年度末 40.1 億円 → 平成 28 年度まで毎年度 1.2 億円以上の縮減  
 平成 29 年度からの新たな数値目標の設定
- ・ 税外未収金対策 「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造	「滋賀県産業振興ビジョン」の策定		ビジョンに基づく施策の推進		
② 県税の収入未済額の縮減		平成 24 年度から 5 年間の数値目標を設定して取組		平成 28 年度までの取組成果を検証し新たな数値目標を設定 (H29～)	数値目標に基づき取組
		市町とのさらなる連携強化、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施			
③ 税外未収金対策の推進	法的措置を前提とした回収の実施(税外未収金の共同管理)と職員研修の実施		訴訟・強制執行等の法的措置、分納管理等		
			新任未収金担当者向けの研修		

取組項目	経営方針3	(4)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室 総務部 財政課
	②歳入確保対策の積極的な推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

- 本県における歳入確保の取組としては、①未利用県有地の処分、②自動販売機設置に係る公募制、③広告事業、④ネーミングライツの売却、⑤マザーレイク滋賀応援寄附などを行ってきました。
- ①未利用県有地の処分については、平成12年度から一般競争入札による売却を中心に取り組んできましたが、適地が少なくなってきたこと、入札不落が続いている物件が残っていること等が課題となっています。
- ②自動販売機の公募制については、平成22年度から県庁舎、警察本部などで先行的に行い、平成25年度設置分からは原則としてすべての県施設で実施しています。
- ③広告事業については、「県情報誌プラスワン」や、県ホームページバナー、自動車税納税通知書に広告を掲載するなど、平成23年度から平成25年度までにかけ、37件約43百万円、歳入を確保しました。
- ④ネーミングライツの売却については、平成25年度から14施設等でパートナー企業の募集を開始しましたが、当初の募集期間中には応募がなかったため、さらに対象施設を拡大して23施設での随時募集を行っています。平成26年2月には、第1号として、「県民の森」の愛称を「日産リーフの森」とする契約を締結しましたが、他の施設に係るパートナー企業の獲得に向けたさらなる周知活動が課題となっています。
- ⑤マザーレイク滋賀応援寄附については、ふるさと納税について国において制度の拡充が検討されているなど、全国的に注目が高まっています。本県でも、マザーレイク滋賀応援寄附として広報活動を行い、寄附の促進に努めています。

(単位:百万円)

取組事項	H23		H24		H25		H26(見込)		計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
未利用県有地処分	20	763	10	520	20	3,104	10	264	4,651
公募による自動販売機設置	222	70	220	68	207	73	212	74	285
広告事業	11	13	14	17	12	13	13	17	60
ネーミングライツ	—	—	—	—	—	—	1	0.6	0.6
マザーレイク滋賀応援寄附	70	87	64	18	66	18	85	19	142
計		933		623		3,208		374.6	5,138.6

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

自主財源の拡充に向けて、積極的な取組を推進し、歳入確保を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①未利用県有地の処分の推進

未利用・低利用の県有財産の洗い出しを行い、県有財産活用検討会議において処分方針等を決定するとともに、未利用県有地を売却するための一般競争入札を実施します。

##### ②自動販売機設置に係る公募制

自動販売機設置事業者の選定については、原則としてすべての県施設で公募を行います。

##### ③広告事業の展開

引き続き実施するとともに、推進に向け、対象媒体の拡大につなげます。

##### ④ネーミングライツ売却の推進

継続的な企業訪問等によりニーズを把握するとともに、トップセールスを活用し、ネーミングライツ売却の推進を図ります。

**⑤マザーレイク滋賀応援寄附の促進**

(寄附環境の整備)

インターネット申し込みの簡易化や、パンフレット設置場所の拡大など、寄附申し込みを行いやすい環境の整備を進めます。

(積極的なPR活動)

首都圏をはじめとした県外に積極的に制度をPRし、新規寄附者の獲得に努めます。

(寄附者に対する送付品の検討)

一定金額以上を寄附してくださった方への送付品について、県内産業の振興や県の魅力発信を含む幅広い観点から検討します。

**(3) 目標**

- ・ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1件以上
- ・マザーレイク滋賀応援寄附者数  
平成26年度(見込) 85人/年 → 平成30年度 110人/年

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①未利用県有地の処分の推進		一般競争入札の継続実施(年2回を目途に実施)			
②自動販売機設置に係る公募制		継続実施(平成28年度末に大量更新あり)			
③広告事業の展開		対象媒体の拡大の検討			
④ネーミングライツ売却の推進	企業ニーズ把握のための調査提案募集型の新設	営業活動の実施(継続的な企業訪問等によるニーズ把握トップセールスの実施)			
⑤マザーレイク滋賀応援寄附の推進		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			
(寄附環境の整備)		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			
(積極的なPR活動)		様々な事業と連携し、積極的なPR活動を展開			
(寄附者に対する送付品の検討)		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			

取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	③受益者負担の適正化		

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

受益者負担の適正化については、これまでから、受益者に対し、個別のサービスの対価として、使用料（利用料金を含む。）および手数料の適切な徴収を行っています。

平成 26 年 4 月 1 日より、原価計算による所要経費と現行料金との差額分に加え、消費税および地方消費税の税率引上げ分について、料金の適正化を図るため、平成 25 年 11 月議会で条例改正を行いました。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

公の施設や行政財産の利用に係る使用料や役務の提供に係る手数料について、社会経済情勢の変化や、国の消費税および地方消費税率の改正の状況等も踏まえながら、適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行うなど、便益に応じた適正な負担を求めます。

**(2) 具体的な取組内容**

**○適正な料金設定**

受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、原価計算により必要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した上で、適切な料金を算定するため、全項目を対象とした使用料・手数料の見直しを社会経済情勢の変化や、国の消費税および地方消費税率の改正の状況等も踏まえながら定期的に行います。

加えて、新たな役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行います。

**(3) 目標**

- 適切な料金設定の維持

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
適正な料金設定	使用料手数料条例の一斉見直しに係る改正分施行	社会経済情勢等の変化を踏まえ、料金を見直し			
		—————→			



取組項目	経営方針3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 総務部 財政課 総務部 税政課
	④地方税財源の充実強化に向けた国への要請			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

人口減少・少子高齢化対策や公共施設等の老朽化対策など、直面する地域課題に的確に対応するためには、地方交付税をはじめとする地方税財源の充実強化が不可欠です。

これまでから、全国知事会とも連携を図りながら、法定率の引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実や地方税制度の見直しなどを国に対して要請してきました。

この結果、交付税算定の見直しや地方消費税の清算基準の見直しなどにつながり、一定の成果をあげています。

今後、国の経済財政運営に関連し、法人実効税率の引き下げや地方財政計画の見直しによる地方交付税への影響、多額の臨時財政対策債の発行等、地方財政への影響が懸念されることから、引き続き、地方税財源の充実・強化が図られるよう働きかけていく必要があります。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立を目指し、法定率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実や臨時財政対策債の縮減、また「琵琶湖」をはじめとする湖沼にかかる財政需要等の適切な措置、さらに税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築などについて、国に積極的に提案します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○地方税財源の充実強化に向けた国への要請

全国知事会などと連携して、次の事項について国に積極的に提案します。また、その時々的情勢を踏まえ、内容を見直すなど、的確に提案していきます。

(地方交付税総額の確保・充実、本県の財政需要を反映した交付税の算定)

法定率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実、臨時財政対策債の縮減や、国家的財産である「琵琶湖」に係る財政需要に対する地方交付税等の適切な措置等

(地方税制度の見直し)

税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築、地方消費税の清算基準や法人事業税の分割基準の見直し等

(公共施設等の老朽化対策に係る財源の確保・充実)

老朽化対策に係る国庫補助制度の充実、起債（建設事業債および除却債）の充当率引き上げおよび起債の元利償還に対する地方交付税措置の充実 等

#### (3) 目標

・地方税財源の充実強化に向けた提案・要請事項の実現

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税財源の充実強化に向けた国への要請			あらゆる機会をとらえ、実施		
	→				

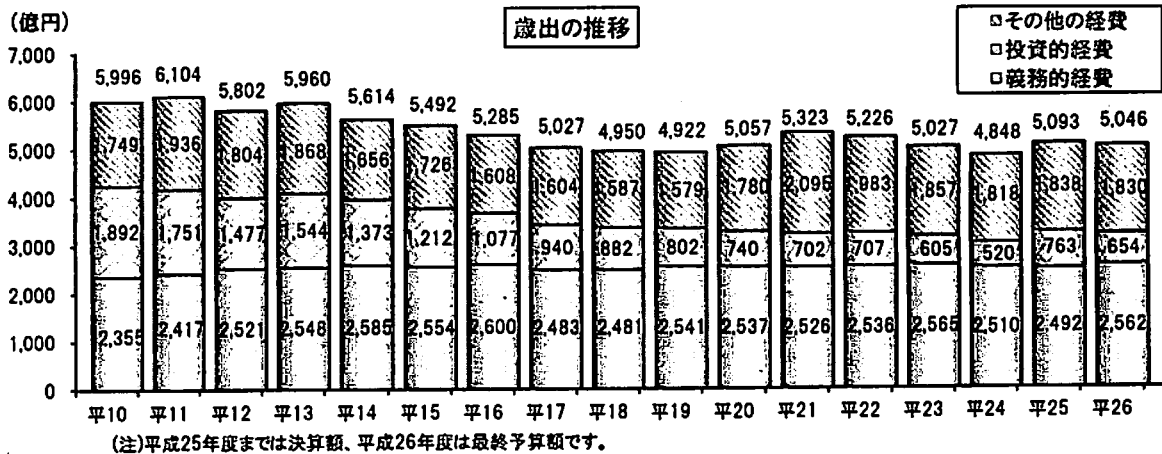
取組項目	経営方針3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

経済情勢の悪化に伴う県税収入の大幅な減少や国の「三位一体の改革」による地方交付税の削減などにより、毎年度多額の財源不足の発生が見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、平成10年度以降、数次に及ぶ財政構造改革の取組の中で、歳出抑制を図るため、事務事業全般にわたり抜本的な見直しを行ってきました。

こうした取組により、平成15年度から平成26年度までの12年間で、事業費や事務費に関して、一般財源ベースで500億円以上の削減を行った結果、本県の財政状況は一定の改善が図られたところ です。

しかしながら、今後も一定の財源不足が見込まれるとともに、国体開催に向けた施設整備などの大規模事業、公共施設等の老朽化対策、増嵩する社会保障関係費などへの対応が必要となることから、引き続き歳出の抑制に努めていかなければなりません。



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

歳出の抑制を図りつつ、県政を取り巻く様々な課題に積極的に対応していくためには、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する必要があり、①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定、②重要課題への財源の重点的配分、③予算編成過程を通じた事業の精査を行うことにより、限られた財源の効率的かつ効果的な配分を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定

歳出規模の抑制を図るために、当初予算編成時には前年度予算額を基礎として、真に必要な大規模事業に係る経費や社会保障関係費等のやむを得ない経費などを考慮した上で、予算要求枠(部局要求枠)を設定することとします。予算要求にあたっては、各事業について、社会情勢の変化や県民ニーズの把握・費用対効果の分析などを通して、必要な見直しを行うことにより生じる財源を活用して、新たな課題への対応に努めることとします。

##### ②重要課題への財源の重点的配分

政策課題協議などを通して、重点的に取り組むべき課題の精査を行い、効果的な施策の展開を図ることとし、「滋賀県基本構想」の実現に向け、重点的に取り組むべき施策については、予算編成時に部局要求枠とは別に「重点化特別枠」を設定し、その着実な推進を図ることとします。

##### ③予算編成過程を通じた事業の精査

予算要求のあった事業については、予算編成過程を通じて、その必要性や緊急度、優先順位などを見極め、内容および金額を十分精査します。

**(3) 目標**

・財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高

平成 26 年度末見込 313 億円 → 毎年度 150 億円程度を維持

〔 実質赤字比率の財政再生基準 5% に相当する  
赤字額に対応しうる額 〕

※真に必要な大規模事業に要する経費や社会保障関係費等のやむを得ない特定の経費を除き、一般財源ベースで前年度の歳出規模を上回らないよう最大限努力します。その結果として、財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の取崩を極力抑え、歳入環境の悪化や災害等の不測の事態に備え、その残高の確保を図ります。

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①前年度予算額を基礎とした 予算要求枠の 設定			予算編成過程で実施		
②重要課題への 財源の重点的 配分			予算編成過程で実施		
③予算編成過程 を通じた事業 の精査			予算編成過程で実施		

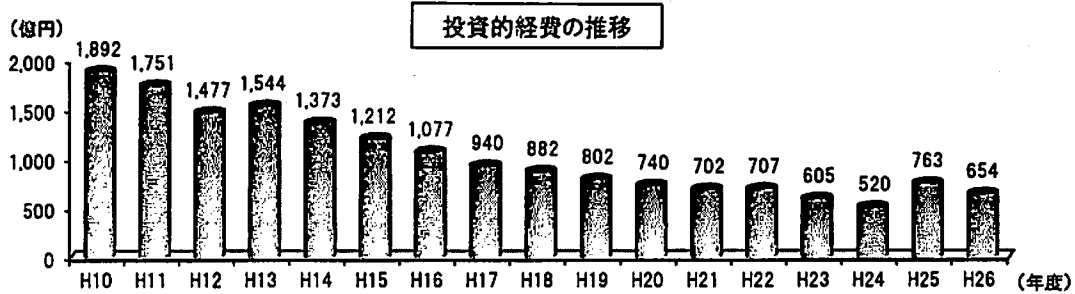
取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑥「選択と集中」による投資的経費の重点化		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

投資的経費については、これまで事業の見直しにより、施策の重点化や進捗調整などに取り組んできました。こうした取組により、平成 26 年度末の臨時財政対策債を除く県債残高は、当面の財政運営の目安としてきた 6,600 億円を下回る 6,486 億円と見込まれ、一定の成果が表れてきています。

引き続き、次世代の負担を軽減し、持続可能な財政運営を行えるよう、「選択と集中」により投資を行っていく必要があります。

※平成 26 年度末県債残高（臨時財政対策債除く）は最終予算額に基づく見込額



(注)平成25年度までは決算額、平成26年度は最終予算額です。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

将来世代における公債費負担の軽減と財政の持続可能性を高めるため、必要性や効果、緊急度等を見極めた上で、県民や将来の滋賀県にとって真に必要な事業に対し、「選択と集中」により投資を行います。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○投資的経費の重点化

##### (ア) 公共事業

必要性や危険度、緊急度等の指標により事業箇所ごとに評価を実施し、地域の特性や地域の意見を踏まえ策定した中長期計画などに基づき、整備を進めるとともに、災害や新たな課題、社会情勢の変化等にも的確に対応していきます。

また、インフラの老朽化対策について、点検結果などを踏まえ、事業の優先度・緊急度等を見極め、取り組んでいきます。

##### (イ) その他の投資的経費

国体開催に向けた施設整備など計画している事業について、整備内容の精査や経費の平準化を図るとともに、公共施設等の老朽化対策に、必要性や緊急度等を見極め、取り組んでいきます。

#### (3) 目標

##### ・臨時財政対策債を除く県債残高

平成 26 年度末 (見込) 6,486 億円 → 平成 30 年度末 6,200 億円程度まで縮減

〔将来負担比率が全国平均に相当する 200% 程度となるような水準〕

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
投資的経費の重点化	予算編成等を通して実施				
	→				

取組項目	経営方針3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑦人件費の抑制		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでの財政構造改革により、職員定数の削減や給与の独自カット等に取り組み、人件費の削減を行ってきました。

特に、給与の独自カットについては、平成15年度から平成25年度まで11年連続で実施し、平成25年7月からは、国からの要請に基づく給与カットにも取り組みました。

他の都道府県と比べて相当長期間にわたり給与カットに取り組んできたことや本県の財政状況などを踏まえ、平成26年度は給与カットを終了しました。

しかしながら、ラスパイレス指数は100.7（平成26年度）となっており、全国で高い方から12番目、近畿では1番高い指数となっています。

今後、必要な見直しを行い、人件費の抑制に努め、ラスパイレス指数を100に近づけます。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

事務事業の見直しや業務の効率化を徹底し、引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行うとともに、給与については、人事委員会勧告を基本とした制度とします。

また、国家公務員の給与水準を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理を行うことにより人件費の抑制に努めます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○適正な定員管理・給与管理

係制への移行に併せて、(7)昇任管理の適正化、(イ)職制の見直し、(ウ)昇給・昇格基準の見直しに取り組みます。

#### (3) 目標

##### ・ラスパイレス指数

平成26年度 100.7 → 平成30年度 100.0以内

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①適正な定員管理			検討・実施		
②適正な給与管理	昇格基準の見直し検討			新基準運用	

取組項目	経営方針3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 会計管理局 管理課
	⑧効率的な予算執行の徹底			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>これまでから、予算執行の段階において、限られた財源を有効に活用する観点から、効率的な予算執行に取り組んでいます。</p> <p>こうした取組により、平成26年度末の財源調整的な基金残高は、当面の財政運営の目安としてきた150億円を上回る313億円と見込まれ、一定成果が表れてきています。</p> <p>引き続き、効率的な予算執行を徹底することで、将来に向けた財源確保を図っていく必要があります。</p> <p>※平成26年度末基金残高（財政調整基金と県債管理基金）は、最終予算額に基づく見込額</p>				
(単位:億円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳出の効率化・実績等による収支改善額	27	37	68	88
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
無駄の排除と将来に向けた財源確保を図るため、効率的な執行を徹底します。				
(2) 具体的な取組内容				
事業の執行にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、職員一人ひとりが、高いコスト意識を持ち、常に効率的な執行を徹底します。				
<p>①電力の調達コストの抑制 県有施設の電力調達において入札制度の導入により、コストの抑制を図ります。</p> <p>②資金調達コストの抑制 入札による資金調達の導入など資金調達の多様化により、コストの抑制を図ります。</p> <p>③その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の保守点検における効率的、効果的な点検方法や点検周期の検討</li> <li>・各種審議会、会議等の開催回数、出席人員等の精査</li> <li>・原則、庁内の会議室の使用</li> <li>・用紙類使用量の削減、節電等</li> <li>・その他内部事務経費の節減</li> <li>・経済対策事業における早期執行など、適切な時期の事業実施</li> </ul>				
(3) 目標				
<p>・財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高 平成26年度末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持</p> <p style="text-align: center;">〔 実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額 〕</p>				

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①電力の調達コストの抑制	調査・検討・調整		→	段階的に実施（入札・契約）、随時見直し	→
②資金調達コストの抑制	検討・調整		→	段階的に実施	→
③その他の取組			継続実施	→	→

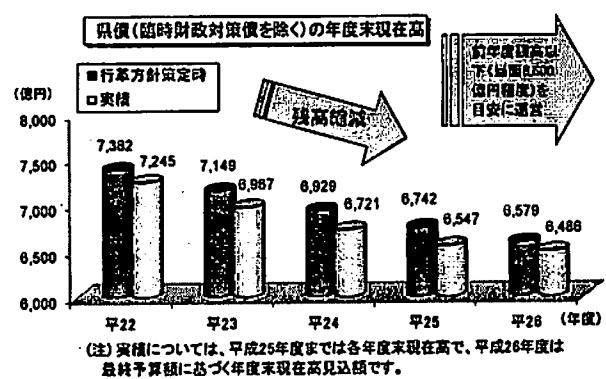
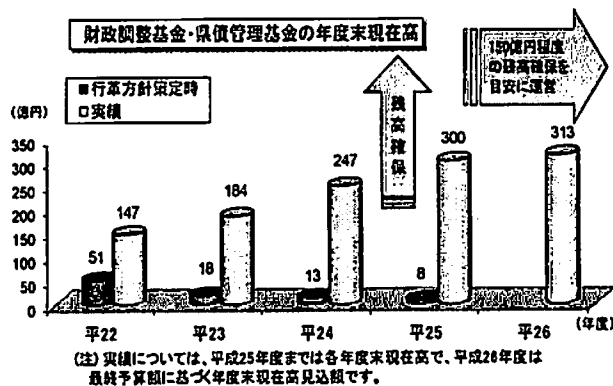
取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑨財政運営上の数値目標の設定			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

本県は、県税収入の割合が比較的高いものの、地方交付税等を合わせた一般財源総額が少ない中、積極的な行財政改革に取り組み、効率的な行財政運営に努めてきたところですが、財源調整的な基金の残高は、全国的に見ると決して多いとは言えず、また県債残高が大きなウェイトを占める将来負担比率についても、全国平均を上回っている状況にあります。

こうしたことを踏まえ、平成 24 年度に「財政健全化に向けた取組について」において、①財源調整的な基金残高の確保（150 億円程度）、②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減（6,600 億円程度）を財政運営の指針として掲げて、財政運営を行ってきたところです。

その結果、平成 26 年度末において、財源調整的な基金については、313 億円の残高を確保するとともに、臨時財政対策債を除く県債残高についても、6,486 億円まで縮減を図れる見込みとなりました。



### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

将来的な財政運営に着目した方向性を明らかにしながら、より持続可能性の高い財政基盤の確立に向け取組を進めるため、具体的な数値目標を設定した上で、①財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高確保、②県債残高の縮減に努めます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①財源調整的な基金の残高確保

将来における歳入環境の悪化や災害等の不測の事態に備えるため、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」などにより収支改善を図り、財源不足へ対応するための取崩をできる限り抑制するとともに、「効率的な予算執行の徹底」等を通じて確保できた財源については、最終補正予算において積立を行うことにより、財源調整的な基金の残高確保に努めます。

##### ②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減

後年度の財政負担を軽減し、財政の持続可能性を高めるため、「選択と集中による投資的経費の重点化」や「効率的な予算執行の徹底」などを通して、県債の新規発行を極力抑制し、臨時財政対策債を除く県債残高の縮減に努めます。

#### (3) 目標

##### ・財源調整的な基金残高

平成 26 年度末（見込） 313 億円 → 毎年度 150 億円程度を維持

〔 実質赤字比率の財政再生基準 5%に相当する赤字額に対応しうる額 〕

##### ・臨時財政対策債を除く県債残高

平成 26 年度末（見込） 6,486 億円 → 平成 30 年度末 6,200 億円程度まで縮減

〔 将来負担比率が全国平均に相当する 200%程度となるような水準 〕



### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①財源調整的な基金の残高確保		予算編成過程および予算執行過程で実施			
②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減		予算編成過程および予算執行過程で実施			

取組項目	滋賀県行政経営方針の進行管理	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
------	----------------	--------------	----------------

**1. 現状、課題、これまでの取組状況**

「滋賀県基本構想」の着実な推進を行財政面から下支えするため、平成 27 年度からの 4 年間の行政経営の基本的な考え方等を示した「滋賀県行政経営方針」を策定したところであり、今後は、その取組を着実に推進していくことが求められます。

そのためには、取組の実施状況等を毎年度把握し、進捗に遅れ等が見られる項目の課題を検証するなど進行管理を適切に行うとともに、「見える」行政経営を推進する観点から、取組状況等を分かりやすく発信し、行政経営全般に対する県民の理解と共感につなげていくことが重要です。

**2. 計画期間中における取組**

**(1) 基本的な考え方**

「滋賀県行政経営方針」の着実な推進を図るため、この実施計画に基づき、各取組項目の進捗状況や成果、課題等を毎年度把握の上、様々な媒体を通じて分かりやすく情報発信することにより、行政経営の透明化を図ります。

特に主要な取組項目については、外部有識者により構成する滋賀県行政経営改革委員会において具体的な取組内容の検討や取組結果の評価を行い、効果的な推進を図ります。

**(2) 具体的な取組内容**

**① 取組の進捗状況の把握**

計画期間中の目標達成に向けて、実施計画の取組項目ごとに毎年度、進捗状況や目標の達成状況の把握、進捗に遅れ等が見られる場合の課題の検証等を行うほか、職員の意識調査等を実施し、行政経営方針の適切な進行管理を行います。

**② 行政経営改革委員会における評価・検討**

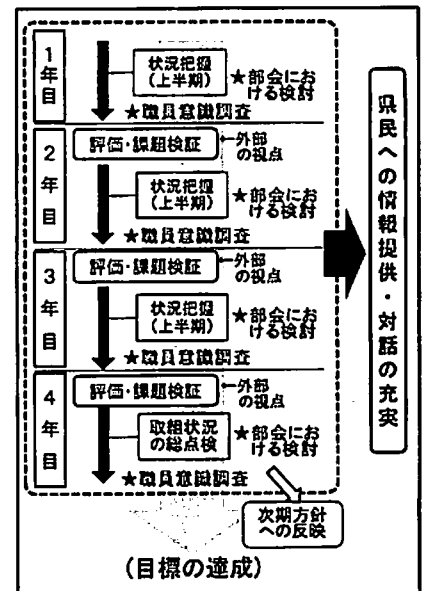
同委員会に全体の進捗状況等を毎年度報告し、外部有識者の視点も交えながら、取組の評価を行います。

また、同委員会に検討部会を設置し、協働や民間的発想を活かした取組など毎年度設定する主要テーマについて、課題の分析や効果的な手法の検討を行います。

**③ 県民への情報提供および対話の充実**

ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、取組の進捗状況や行政経営全般について、分かりやすく情報発信するとともに、県政モニターへのアンケート調査や出前講座等により、県民との対話を行い、今後の取組に活かしていきます。

【進行管理のイメージ】



**(3) 目標**

- ・実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況  
平成 30 年度末 100%

**3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール**

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 取組の進捗状況の把握		毎年度実施 (上半期・通年ごとに把握)			
② 行政経営改革委員会における評価・検討		毎年度実施			
③ 県民への情報提供および対話の充実		随時実施			